

「東日本大震災と社会学」をめぐる覚書

菊池 哲彦 (表現文化学科准教授)

東日本大震災の発生以来、日本の社会学界はアカデミズムとして迅速に反応した印象を持っている。たとえば、筆者も参加した第59回関東社会学会大会(2011年6月18日・19日)では、「反リスク・反排除の社会運動」を掲げるテーマ部会が、事実上、東日本大震災と福島原発事故を経たあとの社会の公正さについて議論する場となった。また、残念ながらどちらも参加できなかったが、第58回東北社会学会大会(2011年7月17日・18日)では、「社会問題としての東日本大震災 — 社会学はどのようにアプローチするか」という特別部会を緊急に企画しているし、第84回日本社会学会大会(2011年9月17日・18日)でも、震災をテーマとする3つの一般研究報告部会が設定されている。また、日本社会学会は、学会として震災関連の研究情報を共有するネットワーク構築を積極的に進めている。ここで紹介した反応は、社会学界の反応のうちほんの一部で、個々の社会学研究者のレベルで考えると、多くの東日本大震災に関する社会的思考が発信されていることはたしかだ。

こうした東日本大震災に対する社会的思考はある共通した傾向を持っているように思う。それは、突き詰めると、「震災によって混乱してしまった状況をいかに回復していくか」を問題とし、そのための対策的な「働きかけ」を提案しようとする点である。実際に現場に飛び込んで自身が提案する働きかけを積極的に実践する社会学研究者も多い。その意味で、社会学は、震災後の混乱を收拾するための働きかけ=具体的対策を提案するというかたちで「現実的」に震災に関わっているといえる。

社会学が震災に対し現実的に関与する傾向にあるのは、そもそも社会学の基本問題に関わっている。社会学は、「社会秩序はいかにして可能か」という、いわゆる「ホブズ問題」を基本的な問いにしている。トマス・ホブズは『リヴァイアサン』において、人間の自然状態を、各人が私利私欲を追求し「万人の万人に対する闘争」が繰り返される無秩序状態と捉える。そして、そうした自然状態を脱して、安定した社会秩序を可能にするために、人間が自分たちの無秩序な欲望を相互にコントロールする社会契約による国家形成の必要を説く。ホブズにとって、社会秩序を可能にするのは、国家=社会契約による無秩序状態のコントロールである。ホブズ問題を出発点とするがゆえに、社会学は、安定した社会を成り立たせる現実的なコントロール(=秩序を安定させる対策としての「働きかけ」)を思考することになる。

社会学は、東日本大震災に対して、支援・復興対策の提示という現実的な関与によって大きな貢献を果たしている。避難所や仮設住宅の運営、被災地における高齢者、女性、乳幼児や児童、外国人などに対する対策、被災者たちの既存のコミュニティを維持するための対策、被災者が支援を公正に受けるための対策、効率的な復興に向けた労働力の配置、安全で住みよい街区を回復するための復興計画…。そういったさまざまな「現実的な支援・復興対策」に社会的思考は実際に生かされている。社会学のこうした貢献は大いに評価されるべきであろう。

しかし、ここで指摘しておきたいのは、震災後の具体的な支援・復興対策が被災者の不安を完全に解消するわけではない、ということだ。たしかに、社会学が提示した現実的な支援・復興対策は、震災後の混乱を收拾し、被災者の不安を解消するために提示され実行される。実際

には対策が十分に効果をあげられないこともあるだろう。しかし、そのような場合、社会学研究者たちは、自分たちの提示した対策を批判的に反省し、対策をより現実に即したものにするための努力を怠らないだろう。しかしそれでも、社会学が現実的な支援・復興対策によって震災に関与する限り、どうしても乗り越えられない限界が存在している。

たとえば、震災の被害を受けた人びとは「被災者」と一括りに呼ばれるが、個々の被災者が必要としている支援はそれぞれ異なっている。しかし、社会学研究者の提言を反映して実行される支援対策は、支援を必要とするすべての被災者にとって公正な支援であるために、個々の被災者が本当に必要としている支援には対応しきれない。公正な支援のためには個々の被災者が求める支援を犠牲にする場合すらありうる。また、あるテレビ・ニュースのインタビューで、ある高齢の被災者が、避難所から仮設住宅に移り生活環境は改善したけれど、二年という仮設住宅の入居期限を考えると、家族を失い現実的に働くことも難しくなった自分は二年先にはどうになってしまうのかという不安を口にしていたことが印象に残っている。現実的な対策は、短期的な対策にしかかなり得ず、本当の意味での対策を先延ばしにし続けるものでもありうるのだ。

こうした限界は、社会学的思考の無力さでは決してなく、支援・復興対策が現実的なものである限り不可避免的に孕んでしまう限界である。

だが、私たちは、東日本大震災のなかで、現実的な被災者支援や復興対策が抱え込んでしまう限界を乗り越える可能性を実際に見聞きしている。それは、特に地震が発生した当日からしばらくの間、被災者同士がお互いに励まし合い助け合っていたという事実である。ともに支援を必要とする被災者同士であるため、十分な支援を与えられるはずもない。だがしかし、被災者たちは、食べ物や必要品を交換するなど融通し合ってお互いに可能な範囲で助け合い、自衛隊ですらすら入ることのできなかった被災地の秩序を維持し、多くの命を救ったのである。時間とともに整えられた組織的対策にとって代わられてしまったが、被災者同士による親密な助け合いはたしかに存在した。

このように被災地に一時的に発生した被災者たちのコミュニティは、ホブズ問題に対して根本的な疑問を突きつける。大地震は、被災地における既存の社会秩序を一瞬のうちに消し去ってしまったが、ホブズが前提にしたような「万人の万人に対する闘争」が展開する無秩序状態は被災地には生まれなかった。そこに現れたのは、社会契約的なコントロール（＝手段的働きかけ）によって形成された秩序ではなく、被災者たちの相互扶助によって、一時的にはあったが、自発的に生まれた秩序だった。

レベッカ・ソルニットは、その著書『災害ユートピア』(Solnit 2009 = 2010)のなかで、サンフランシスコ大地震(1906年)、カナダはハリファックス港の軍需運搬船爆発事故(1917年)、ロンドン大空襲(1940年)、メキシコ大地震(1985年)、ニューヨーク同時多発テロ(2001年)、ハリケーン・カトリーナによるニューオーリーズの大洪水(2005年)などの多くの事例を調査し、それらの災害のなかで、人びとは一般的に考えられるようにパニックを起こして混乱状態に陥ったのではなく、被災者のあいだに相互扶助的コミュニティが自発的に生まれていたことに注目した。彼女は、東日本大震災においても生まれたこのようなコミュニティを「ユートピア」と捉える。

災害時に生まれる相互扶助的コミュニティの意義を、ソルニットの思想を参照しながら検討することによって、東日本大震災に向き合う社会学の可能性について筆者なりに考えてみたことを最後に記しておきたい。

詳細な議論は別稿（菊池 2011）に譲るが、彼女がこうしたユートピアに注目するのは、このユートピアが災害前の社会とは別の社会を立ち上げる「革命」の可能性を秘めているためである。ニカラグアやメキシコなどでは、実際に、災害後に発生したユートピアが社会革命に発展した。しかし、ユートピアが重要なのは、それが革命を起こすからではなく、革命の可能性を秘めているからである。「ユートピア」がその語源においては「存在しない場」という意味であることを踏まえると、ユートピアとは実現不可能な「理想的な社会」いわば「幻想」ではない。しかし、それは、幻想だからこそ意味がある。「理想的な社会の在り方」は、そこに到達不可能であっても、いやむしろ到達不可能だからこそ、常にそこに到達することが目指されなければならない。それを目指し続けることによって、過去の社会とも現在の社会とも異なる「別の社会の在り方」への期待が生まれ、よりよい社会へと変化していく原動力となるのだ。しかも、このユートピアは、その語源的意味に反して、震災の直後に一瞬ではあったがたしかに現れたのだ。東日本大震災がもたらした絶望のなかで、その存在を僅かでも信じられるユートピアは、希望の大きなよりどころになりうる。

このユートピアは、現実的な支援・復興対策を否定するものではない。震災の現実と向き合うためにも現実的対策は必要不可欠である。しかし、現実的な対策が不可避な限界を抱え込んでいるのもまたたしかだ。この限界を乗り越えるためにも、現在の社会の向こう側に別の社会の在り方を想像し続ける必要がある。長谷正人は、社会秩序はいかにして可能かを問うのではなく、社会秩序はなぜ存在してしまうのかを問う社会学的思考を提唱し、規則に制約された社会の外部に別の社会の在り方を思考することの意義を主張した（長谷 2010）。社会学が東日本大震災後の社会をより開かれたものとして構想するためには、自発的に生まれてしまう別の社会の在り方（ユートピア）を想像し続け、そこから現実的対策によって形成される社会を思考していかなければならないのではないか。

参考文献

- 長谷正人 2010 「『社会学』という不自由」, 東浩紀・北田暁大（編）, 『思想地図 vol. 5』, 日本放送出版協会（NHK ブックス別巻）, 131-147.
- 菊池哲彦 2011 「レベッカ・ソルニット:『災害ユートピア』を中心に」, 『大澤真幸 THINKING「O」臨時増刊 3.11 以降の思想家25』, 左右社（近刊）.
- Solnit, Rebecca 2009 *A Paradise Built in Hell: The Extraordinary Communities That Arise in Disaster*, Viking Adult = 2010 高月園子（訳）, 『災害ユートピア:なぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか』, 亜紀書房.

文化財救出の現場から

千葉正樹（表現文化学科教授）

震災のそのとき、私は5名のゼミ学生とともに、秋田県雄勝郡羽後町西馬音内の旧家で古文書の調査を行っていた。震度5強レベルの揺れではあったが、秋田県全域で停電、宮城県へ向かう道路はすべて不通となり、足止めを余儀なくされた。さいわい、秋田県出身学生のご家族に懇切な支援を頂戴し、4日後に全員無事に仙台に帰り着くことができた。文化財指定された

築260年の近世民家において、学生とともに史料と向かい合うなかの被災という体験は、歴史学の学徒として決定的な意味を持ったと感じている。その後の文化財救出活動の現場では、歴史とは何なのか、歴史を教えるということにどのような意味があるのかといった問いが繰り返し頭をよぎった。今回の活動で私の出会った印象的な事例をいくつか紹介し、現在、考え続けている課題の断片のようなものを記しておきたい。

〈事例1〉 残された土蔵

私が所属しているNPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク（宮城資料ネット）は3月下旬から津波被災地に入り、文化財救出活動を開始した。私が最初に津波被災地に入ったのは、4月8日、石巻市門脇地区におけるA家の文化財救出活動である。A家は近世の海運に大きな足跡を残した家に連なり、近年まで自宅周辺の広大な敷地で醸造業を営んでいた。ガソリンの引火による「火の津波」を映像として記憶されている方も多いただろう。A家の母屋や醸造所は津波で流失し、一帯は歩くことさえ困難な、瓦礫の原と化していた。そのなかでたった一棟、姿を残していたのがA家の土蔵である。その2階には江戸時代にさかのぼる史料が保存されており、当日はそのすべてを東北歴史博物館に移動したが、建物の被害は大きく、御当主も近い将来に撤去せざるを得ないと判断していた。海運で栄えた石巻の歴史を物語る景観が失われようとしていた。

しかしその後、宮城資料ネット建築班による調査を経て、このたったひとつ津波に耐えた土蔵を、石巻復興のシンボルとして残そうという気運が高まっていく。御当主も現在、現地に通って、土蔵の管理を続けている。これはもちろん建築物としての文化的価値が確認された点が大いだが、その前提として、東北学院大学の斎藤善之教授による長年のA家史料調査があった。斎藤教授は毎週1回、仙台から通って、御当主とともに崩し字の解説に当たり、その成果はA家の私家版として出版されていたのである。

〈事例2〉 茶箱に入った史料の漂着と救出

4月、女川町のある浜に茶箱が打ち上げられた。地元の方はなかに封筒に入った古文書がぎっしりと収められていることを発見、大事なものであると直感し、折良く通りかかった宅配便に依頼する。宅配便は無料で配送を引き受け、茶箱は避難所の一角に納められた。中身は読めなかったであろうが、古文書の価値を理解した被災者のみなさんは、身を寄せ合って茶箱の場所を作り、役場職員は防かび剤を噴霧するなど、現場で出来る限りの手当をされた。しかし、海水は容易に乾燥してくれない。微生物による破損も心配される状況となり、宮城資料ネットに連絡が入った。すでに手一杯であった資料ネットに奈良文化財研究所が手をさしのべ、茶箱ごと史料を移動、冷蔵会社の協力を得て、凍結乾燥処置を行い、さらに国立民族学博物館で燻蒸して、宮城資料ネットに帰ってきた。その間にはもとの持ち主も確認している。のべ8人（事業所）のリレーであった。

〈事例3〉 消失していく文化財

4月末からは仙台市博物館職員による文化財の被災状況確認が本格化した。同行した時のことである。冠木門と土蔵のある旧家と思われるお宅を訪問し、古文書そのほかの文化財に問題が生じていないかを尋ねた。50歳代の男性は、自分の家にはそんなものは一切無い、旧家で

もない、の一点張りで、状況はまったく確認できなかった。周辺の聞き取りで、この家が近世に町役人を勤めたことを確認していた。男性の後ろに困惑しきった母親らしい女性の姿があった。

津波に襲われなかった地域でも、地震被害に伴う土蔵の解体が進行している。宮城資料ネットに声かけられ、文化財を救出した例は多いが、一方でネットオークションに出品される古文書や文化財が増加しているという。

〈事例4〉 石巻文化センターで

北上川河口に建つ石巻文化センターは津波の直撃を受け、2階まで水没、学芸員1名が殉職した。分厚いヘドロ混じりの砂は全館を覆い、入り口ホールには流れ込んだ自家用車があり、製紙工場のパルプが塩水を含んで文化財にからみつくと、これまでの救出活動でも最悪の条件であった。文化庁の呼びかけにより、資料ネットはボランティアを募り、20名で現地に集合、砂の掻き出しや水損史料・書籍の搬出、自家用車の移動に従事した。

私は尚綱の学芸員課程に所属する、石巻在住の女子学生2名を引率して参加した。殉職した学芸員は彼女たちの実習を指導してくださった方である。ここには生まれて初めて見た劇のホールがあったという。付近に住んでいた彼女たちの友人（現代社会学科学生）はまだ行方不明であると聞く。持参した花束は縄文土器のレプリカに飾られた。汗と泥にまみれた彼女たちは、「ありがとうございます、救われました」という言葉を残し、帰路についた。

貞観11(869)年、多賀城国府の足下に津波が押し寄せ、千名が死亡したという記録がある(『日本三代実録』)。歴史人口学者の推定する8世紀末、奈良時代における日本の推定人口は560万人である。平安時代に多少の人口増はあったであろうが、千名の死亡は現在の2万人に相当しよう。「千年に一度」の地震として報道される所以であり、それが新しい防災の基準となるらしい。だが、日本国家に所属しない蝦夷たちはカウントされていたのだろうか。この津波を境に、三陸沿岸に活躍していた「海道に蝦夷」の動きが急減した可能性が指摘されている。記録に残らない死はカウントされず、したがって、記録を援用する推計値は、ずれたままとなろう。

慶長16(1611)年に三陸沿岸から仙台湾を襲った津波は、仙台藩で1800人、盛岡藩で3千人の死をもたらした(『伊達治家記録』など)。当時の千数百万人という推定人口からすると、この津波の影響は今回の震災を凌ぐものであったのかもしれない。実は地震学の分野で、この津波は無視されてきたことが判明した(蝦名裕一氏による)。たとえば後に支倉常長に同行するスペイン使節、セバスチャン・ビスカイノがこの津波に遭遇し、本国に詳細な記録を送っているのだが、その内容は信ずるに足らないと一蹴されている。地名からいって到達し得ない場所にビスカイノがいるとされ、領民がビスカイノ一行を救ったという記述は、単に「あり得ない」とされた。内陸部の地下から津波の痕跡が発見されないという根拠もあった。だが、当時の仙台藩領の同一地名の場所にビスカイノは滞在していたのであり、政宗の招聘に応じた彼は藩の賓客である。慶長津波の直後、藩の指示によって、沿岸部では大規模な復田と塩田開発が実施された。痕跡は耕され、消えたのであろう。

歴史学にはまだまだやるべきことがある。

尖閣諸島=釣魚台や独島=竹島の論争に端的に表れているように、歴史認識を異にする社会集団間の論争は、記憶の異なる者同士の言い争いに等しい。歴史研究の社会的意義とは、「正しい歴史」に肉薄し、公共の言説の空間に認識の基盤を与えることであるとされてきた。もち

ろん、カッコでくくったように、そもそも「正しい歴史」とはあるのかという根本的な課題がある。ほとんどの歴史学者は、もはや絶対の実証という神話に囚われてはいない。だが、公共性、共生を支える歴史認識の提供という使命も意識せざるを得ない。多くの研究者は史料の量でもって歴史を語らせようという努力を続けてきたのが、この20年であった。史料の悉皆調査とデジタルデータ化、地域に繰り返し足を運んでの聞き取り、博搜による全体像のあぶり出しが手段であった。

事例1と事例2はその努力が実ったといえる。地域に深く入り込み、史料を地域から奪い取らないというやり方は、地域の人々の研究者に対する信頼と歴史への価値感覚を高めてきたのだと思う。だが、伝統的地域に存在する史料は膨大である。自分の研究対象から時代的、内容的に距離のある史料でも公平に調査し、発表するという姿勢は固いものの、自分自身の、研究者としての人生時間の限界はある。やはり、地域において、史料は選ばれざるを得なかった。言い方を換えると、研究者が依拠してきた史料の量とは、最初に質でスクリーニングされていたのであり、その質を見いだされていた史料が未来への道筋を開いている。

一方で事例3のように、おそらくは代替わりや被災を好機と捉え、家に絡みつく歴史性から抜け出そうという動きがある。それは否定できないし、批判するべきでもない。震災下、史料の喪失・破損・擾乱という事態は数限りなくおき、史料を支えてきた小社会が危機に瀕している。歴史は選別されているのである。

歴史学の出発点は、事例4の尚綱生たちの思い出のように、つねにそれぞれの人生史にある。人生史の総和としての歴史、人生史の背景としての歴史を意識し続けなくてはならない。選別され、断片化していく歴史を繋ぎ止めるためには、やはり量の挑戦を続けるしかない。

文化財は過去からやってきて、私たちの眼前から、私たちが見ることが出来ない未来へと立っていく存在である。文化財を救うという行為は、傷を負ってしまった人生の、ある部分を必ず救うであろう。いま、茶色に変色し、海のおいを発する史料が、愛しくてたまらない。「しかし」「だが」でつなぎ続けたこの小文のように、迷い迷い、反省と再検討を蓄積しつつ、前に進んでいきたいと思う。

The kingdom of God exists within you" – and in the place of the great Japanese earthquake disaster¹

Seiji IMAI (associate professor, department of human psychology)

"God, our Lord, the Creator of heaven and earth, even now you rule history". That was a normal salutation to God, which I had said in my liturgy in Sendai-South Baptist Church on the morning of 27 March. To be honest, for a while after the earthquake I could not begin with this salutation. In a time of such terrible events, it is not easy to say something with God as the subject.

On 11 March 2011 at 14:46 o'clock I was on the telephone with the District Land Transport Bureau in Aomori (North Tohoku). We were consulting about a former homeless person at our shelter on the matter of scrapping his car. At that very moment I was surprised by a great earthquake. Fortunately, our shelter in Sendai is far from the coast, where the earthquake originated. After several seconds, the person of the bureau on the other end of the telephone line informed me that the earthquake had just struck there, too. That was when I realized that the southern half of the Tohoku region was closer to the epicenter. As I ran to the entrance of our shelter to open the door to escape, the old building shook violently from side to side. Everything was swinging both vertically and horizontally, as if we were sitting on a tiny boat in the middle of the raging sea. Before my eyes, cracks went through the walls of the house. It looked like a scene from a movie. Then I immediately started to fill the bathtub with water to ensure drinking water. Even at that point in time the tap water was muddy and water was spouting out from a manhole cover like a fountain.

After the main earthquake, which lasted quite a while, we hurried to ensure the safety of the residents of the house. I then instructed everyone to watch out for falling objects, and not to go outside immediately, because of aftershocks. I said, "If a strong earthquake should occur again, I cannot guarantee the security of the house". Then I told them to seek refuge in the nearest school building. We were also very concerned about another homeless shelter in a coastal area, in which many disabled people lived. But an employee had rushed there immediately and had found that everyone was safe. At that time we knew of the tsunami, but we believed that it would not affect us. We did not know that just two kilometers away from this shelter all hell had broken loose. In the evening I chatted by Skype on my battery-charged iPhone with Ms. Aoyama in Tokyo, whom I had met last year on the way back from Germany via Siberia to Japan. I asked her to take care of my son, who had been on his way to Tokyo for the university entrance examination when the great earthquake happened. I could not make contact with him and was very worried. It was only then, as I talked with Ms. Aoyama, I learned that something very terrible had happened in the coastal area of the city of Sendai, and around the Sendai Airport. On Ustream of my iPhone and over the hand-generated-power-radio, I at least got minimal information, even if only in fragments. Because the electricity was cut off in the whole city of Sendai, I could not immediately see images on TV of the coastal area after the great tsunami. The next morning I went to a homeless shelter near the coastal area to deliver food and gas bottles. All roads to the coast were blocked. So I had to wait several days before I could see with my own eyes the place of the terrible disaster.

When I went in an area behind the highway-dam on the side toward the sea, horrible scenes that I had never seen before were spread out before me. The eastern coastal area of the Wakabayashi district of Sendai was completely devastated. The tsunami had pounded over the pine forest and palisades and swept away houses and cars. Rubble from them was piled

up under the bridge of the East Highway, which functioned as a dike and the last stronghold against the tsunami. I found sleeping bags besides the scrapped cars. Then I knew that the homeless who had lived in cars on the coast and along the dike had fallen victim to the raging tsunami. Other people who were living in cars and who were still alive were not counted in the homeless census by the Ministry of Health, Labor and Welfare (MHLW). It was the same for Internet cafe refugees. The fact that they are not counted in the census means that they are not qualified as beneficiaries of government support.

Immediately after the earthquake, as strong aftershocks continued, we were commissioned by a social welfare office in the city of Sendai, to support a person living in a car who had narrowly escaped the tsunami. Until the tsunami he had parked his car on the coast and had lived there. But fortunately for him, he could no longer endure life in the car and was in the city for consultation at the time of the earthquake. If he had not done so, he would certainly have been a tsunami victim. As far as we know, many people who had lived on boats, in cars, or on the beach were wiped out by the tsunami. If we could have helped those individuals more positively before the disaster, or if MHLW had different principles allowing them to take more effective measures, those people might be alive today. It hurts us deeply in our souls when we think about what could have been. From this we can sadly say that there were various human causes besides the lack of evacuation systems and the nuclear accident in Fukushima that increased the number of victims in this disaster.

The next day after the earthquake, the first thing we did was to establish the safety of all of the residents in our homeless shelters and to ensure water and food for the moment. After that I went with Pastor Yasuhiro Aoki of the Sendai-South Baptist Church, who is also the Secretary General of Sendai Yomawari Group, to the administrative office of the Wakabayashi district. We wanted to give information about our situation so that we could distribute our stock and cook rice for the people stricken by the disaster. To give food for the hungry is indeed our normal service. Fortunately, our office uses propane gas, and miraculously had been spared from water supply interruption. Therefore, we could provide food for a hundred people immediately after the earthquake, even though the electric power was out. But total chaos prevailed in the administrative office of the district, and command structures there were all conflicting. Having been sent from one counter to another, we realized that no one knew what was going on or whom to ask. Finally, someone said: "Please go to the education advisory board, which is in the next building. There is a volunteer center there set up for disaster relief." However, even within 24 hours after the disaster, the volunteer center was not in operation. Emergency supplies had already been transported into the building, but the system of distribution was not yet working. The food had been simply piled up, so the evacuees in the administration building could not eat on a regular basis. So we came up with a very simple plan. "If the authorities do not offer cooked rice, we will make it ourselves. We would like to give something back to citizens who have supported

us. In any case, let's cook and distribute rice until we use up the stock."

That is how "Curry-Rice-Run" began in front of our office and our church. At that time no one thought that this action would continue every day for two weeks, until the planned move of the office at the end of March. We let people know of our food program in a local evening newspaper and on Twitter. "Free distribution of cooked rice, from 11:00 am to 13:00 o'clock in front of the office of the Sendai Yomawari Group, 17-25 Bunka-Machi, Wakabayashi-Ku, while supplies last!" My messages on Twitter were immediately re-Tweeted, sometimes as many as 60 times per hour. Of course we provided rice even on rainy days and snowy days. When we ourselves could not distribute supplies, because of the church service on Sunday mornings, young people sent from the Volunteer Center cooked rice and handed out cans of food. Each day we handed out everything we had: curry rice, pork soup, clam chowder, chicken ramen, canned goods and so on. New contributors and donors, not only of food, came again and again. We gave all the items that they delivered (such as food, clothing, sanitary items, and diapers) to the people coming to our office. The people who had been homeless even before the disaster were ready to help with the distribution of the cooked rice, and also to help the newly homeless citizens by giving them lots of support.

Only now I can tell you that at the beginning we did not have enough stock to feed so many people for so long. Many homeless people already lived in our shelter. And in order not to interrupt our charity work, we needed to ensure food primarily for employees and their families. But this extreme emergency situation was calling us to take reckless action. And when we did, we had various positive chain reactions. Thanks to their generosity many people manifested this magnificent truth: "It is more blessed to give than to receive" (Act 20:35). For example one unknown citizen gave us a valuable gas bottle she had bought after hours of waiting time. She had stood in a long line since early morning to get it. Also pastors and church members of the Regional Association of Baptists in North Kanto delivered supplies several times and gave us assistance in distributing the cooked rice. They did this even in the earlier stages, before the situation of the nuclear power plants in Fukushima had been firmly established and so no one realized the danger of going through that affected area.

At first we could not talk about God. It was not possible at all even to call upon God. We had to live without God (D. Bonhoeffer) in that situation. Nevertheless, we were able to do very practical things, like providing food for many people after the earthquake. The people were helpless, like sheep without a shepherd (Mk 6:34). And we kept reminding ourselves that Jesus of Nazareth, despite the refutation of his disciples (Mk 6:37), had dared the distribution of food with only five loaves and two fishes (Mk 6:41). We realized it was exactly the same with our twelve years of supporting the homeless and with the dire situation after the tsunami. We knew in the depths of our hearts that we were following Jesus of Nazareth. "Give

us today the bread we need” (Mt 6:11). “The kingdom of God exists within you” (Lk 17:21). Surely now we could hear the cry of Jesus of Nazareth, which has survived over eons of time and is still very much alive.

As you read this report, the lifeline to basic services will have been restored in most places. But there are huge differences between the parties concerned, depending on whether they were directly affected by the tsunami or not. Attitudes towards work, courage, and time to rebuild are as different between people as heaven from earth. We still have a long road ahead for full recovery and reconstruction. The media will leave here and then no story on the disaster will be reported on TV. *But we are still in need of your help.* Please notice this, pray, and continue your active help! We need you, dear readers, for further assistance in the ongoing work that lies ahead. Thank you.

1. This article is the English version of an article written and published in Japanese in the May 2011 edition of “Fukuin to Sekai” (“The Gospel and the World”). Sendai Yomawari Group (www.yomawari.net) began in January 2000 as a night project to aid & support the homeless in Sendai. Since January 2004 the group is a member of NPO (Non Profit Organization), a corporation legally recognized by the government.

大地震後の避難所・仮設住宅に関する研究

水 田 恵 三 (人間心理学科教授)

阪神淡路大震災後人々が一時的に避難する避難所や仮設住宅は知られるようにはなった。しかし、それらがどのように運営され、人々はどのように生活するのには意外と知られていない。仮設住宅での孤独死に現れているように避難所や仮設住宅での過ごし方が災害後の二次被害を招くこともある。ここでは、それらの避難施設がどのようにして運営され、人々が生活するのか、どのようなトラブルが生じるのかを社会心理学的に見ていく。

1995年(平成7年)1月17日午前5時46分、淡路島北部沖を震源として、マグニチュード7.3、最大加速度818ガルの阪神淡路大震災が発生した。死者は6,434名であった。避難人数(ピーク時)は316,678人、住宅被害は全半壊合計249,180棟であった。避難所にはピーク時には1153カ所に30万人余が身を寄せた。避難所は災害救助法により定められたものであるが、このときは使用期間限度が1週間と定められていた(延長は可能)。避難所には小中学校や公民館などが使用された。その年の8月10日には避難所は閉鎖されたが10月時点でもまだ旧避難所72カ所に1399人、待機所11カ所に578人が生活していた。我々(清水他1997)は震災後3ヶ月で現地に入り38カ所の避難所の調査を行った。その結果、避難所はリーダーによって運営されており、以下のようなタイプに分かれることが分かった。(1) 仕事上リーダーが運営した避難所…避難所になった施設や学校に震災前から勤務していた職員や教員が避難所リーダーとなって運営していた避難所。(2) 自発的リーダーが運営した避難所…地域の少年野球の監

督をしていたなど、地域と関わりがあり、自発的に避難所リーダーになった人が運営していた避難所。(3) 自然就任リーダーが運営した避難所…周囲の人たちから、避難所を中心的に運営している人だと思われ、いつの間にか避難所リーダーになった人が運営していた避難所。中には外部ボランティアがリーダーとなったケースもあった。(4) 選出されたリーダーが運営した避難所…周囲の人たちから選ばれて避難所リーダーになった人が運営していた避難所である。避難所は上記のようであったが、圧倒的に(1)が多かった。これは、のちに問題とされ、本来は避難所を指定した市町村の長もしくは職員が運営は行うべきもの(災害救助法に施設の運営については明文化されていないが、公務員の職務上)でないかと指摘された。実際発災後3ヶ月時点で行政職員が避難所に寝泊まりしているケースは少なかった。また、教職員がリーダーとなった避難所では業務が集中し、病気になりまた、休職せざるを得ない教職員が増加した。また、清水他(2007)は、避難所運営は自発的リーダーから内部被災者ボランティアそして行政に移行するのが望ましいとしている。我々の調査(水田他 2007)では、阪神・淡路大震災における避難所のトラブルは、発災当初(1月)には、場所や物品などの基本的な資源に関するトラブルが避難者間で多く見られ、高齢者や社会的弱者に関わるトラブルが多かった。3週間を過ぎると(2月)、校長や区役所職員などの施設管理者やボランティアなどの、避難者を取り巻く人々との間で、「時間・労力・人」などの資源に関するトラブルが多くなり、心理的な問題も目立ってきた。7週間を過ぎる3月には、施設の年度行事(卒業式など)との関係から、施設管理者との場所を巡るトラブルが急増した。11週後以降(4月以降)は避難所解散に伴って、外部とのトラブルがやや増加し、「時間・労力・人」の資源配分に関するトラブルが再び増加していた。

応急仮設住宅は災害発生から20日以内に着工し、使用期間は竣工から2年以内とされる。8月までに88300戸が建築され大部分は兵庫県下にあった。しかし、県外の仮設住宅居住を余儀なくされた人たちは、自分たちが住み慣れた土地から離れることへの不安は大きく、従来のコミュニティを断たれたと感じる人もいた。それだけが原因ではないであろうが仮設住宅における孤独死が800余人に及んだり、病気を悪化させたり、アルコール依存になる人が多く現れるなど問題もあった。

2004年10月23日17時56分北魚沼郡川口町(現在は長岡市に編入)を震源とするマグニチュード6.8の地震は、川口町で震度7を記録し、新潟県内に大きな被害をもたらした新潟中越地震と命名された。また、本震のみならず震度5以上の余震が続いたことも特徴的であった。人的被害は死者59人、重傷者635人であった。住宅被害は全壊3175棟、半壊13772棟であった。余震が続いたため、人々の多くは家の外に出たが、すぐ暗くなったこともあり、避難所には行かず、車庫やバス停(雪国ゆえ屋根がある)、ビニールハウスもしくは車中で過ごす人が多く、そのままそこに長期間避難した人々もいた。とくに車中泊していた人には肺塞栓症いわゆるエコノミークラス症候群により死亡する例も認められた。避難所に入らない理由は、避難所が満員で入れないが最も多く、他人と一緒にいたくない、他人がいると眠れない、寒い、狭いなどであった(新潟県中越大震災記録誌編集委員会 編集 2006年による)。避難所は事前に市町村地域防災計画に指定されていた学校、公民館、体育館などのほか公園、グラウンド、民間施設の駐車場、個人の所有地に建てられたテントなど多種多様であった。避難所は10月28日に603カ所とピークに達した。避難所は雪が降る前を目処に年内で閉鎖された。水田他(2007)は発災後4週間で現地に入り調査をしたが、そこで多く見た光景は、行政の人たちがきちんと

運営し、被災者の方が配膳などを自発的に手伝う姿であった。先のリーダーのタイプでは（１）の仕事上のリーダーが運営している避難所に該当する。行政の方は、県外の行政の方の援助を得ながら、３週間で部署を交代していた。避難所となった学校も最初は学校の先生が手伝っていたが、しばらくすると避難所の運営は行政に任せて学校業務に専念しており、学校の授業も早期に再開したところが多かった。すなわち、組織の運営は当初から災害ボランティアや地域ボランティアではなく、最初から行政の手によってなされていたのである。

松井（2008）によれば、被災者のニーズが刻々と変化し、支援もそれに対応して変わっていくことが求められた。地震直後の段階では、被害の状況やとるべき行動がもっとも必要とされ、同時に生命や体調の維持にかかわるような基礎的ニーズ（食料と飲料水、気温への対応）を満たすことが求められた。一週間目までの段階では、食料・飲料水に加えて、避難所や仮設トイレ・仮設風呂。生活用水などの支援が必要とされた。こうした分野では行政や自衛隊などが主要な役割を果たした。その次の段階（一ヶ月目まで）には、被害を受けた住宅をどうするのかという問題が切実になる。片付けや引っ越しに関してはボランティアへのニーズも出てくる。このような物質面の他にも発災当初から必要であるのは情報であり、その情報も段階に応じて必要となる。

一方仮設住宅は11月24日長岡市で入居が開始され始め、12月15日には3460戸全戸が設置され、12月21日には避難所での生活者はゼロとなった。また、高齢者世帯等を対象に民間賃貸住宅を借り上げて提供することとし、174世帯457人が入居した。仮設住宅の段階になって、地域ボランティアや災害ボランティアが災害復興基金に基づいた復興支援員となり（ほぼ発災後7ヶ月）避難所住民をサポートしている。

岩手宮城内陸地震の発震は2008年6月14日。被害の詳細は省略するがマグニチュード5.7（暫定値）で最大震度5弱であったが最大加速度4000ガルで局地的な被害が大きかった。この地震により少なくとも17名が死亡、6名が行方不明となった。我々の調査（水田 2010）では、大きく被害を受けた地域は2つあり、いずれも地域の結びつきの強さを基に災害前の地に戻り、災害前の生活や仕事を続けることをバネにしていた。避難所、仮設住宅ともそれぞれ一地区に作られた。ただし、行政区長の違いによって、2地区に多少のまとまりの違い、さらには復興の程度の違いにも結びついている。

東日本大震災…2011年3月11日午後2時46分に生じた宮城県沖の海底を震源とするマグニチュード9の地震は、死者行方不明者合わせて約2万人、建物の全・半壊は27万以上避難者はピーク時に40万人以上に上った。筆者は発災後2週間以後避難所の運営者と仮設住宅の住民に継続的に面接調査をしている。現在調査・分析中であり、現時点で感じたことを述べたい。まずは、避難所の運営はほとんどが行政の手によって行われていた。行政の手の届かないところは、被災者の中でリーダーを決め、自発的にリーダーとなったところがあった。また、学校における教職員も初期には名簿作り、食料配布などに尽力したが、生徒の安否確認や年度末の行事に力を注いだ。全体的には形式上でも行政が運営の主体となっていた。そして、ローテーションを組んで行政職員が避難所に宿泊しているケースが多かった。初期の行政の不足は自衛隊が多く補っていた。しかし、行政職員への負担は多大なものであり今後が危惧される。また、最初の避難所が津波等により被災して2次避難を余儀されるところが少なからずあった。その避難の際には命令系統での混乱が見られた。また、避難所の統廃合に伴う避難所の移動は、特に適応の面でお年寄りを苦しめた。避難所での間仕切りは、その避難所の人間関係を如実に

表しており、まとまりのよい避難所では間仕切りが不要のところもあった。トラブルは、初期は物資に関するものが多かったが、自衛隊が補っていた。またそれからはトイレ、風呂などマスの階層説のように段階的に生じている。現在は今後の家や仕事の悩みが大きい。

仮設住宅は8月末でほぼ必要数が確保され、希望者の入居はほぼ完了したが、地域によって建物の完成度のばらつきが大きい。また、立地もまちまちで買い物や学校・職場に不便を来しているところも多い。直感的な分析では、災害前のコミュニティを維持できている仮設住宅では、まとまりもよく人々は不安を抱えながらも何かしらの楽しみを見いだしている。地域をばらばらに入居した仮設では、自治会が発足していないところも多く、先が見えないこととも相まって不安感を募らせている。

【文献】

- 新潟県中越大地震記録誌編集委員会 編集 2006年 中越大地震 前編 後編 ぎょうせい
水田恵三・堀洋元・西道実・松井豊・竹中一平・元吉忠寛・清水裕・田中優 2007年新潟中越地震後の避難所の研究 尚絅学院大学紀要第54集 63-76
水田恵三 2010年 阪神淡路大震災、新潟中越地震、岩手宮城内陸地震 変わったこと変わっていないこと 日本心理学会 第74回大会 ワークショップ
松井克浩 2008年 中越地震の記憶 高志書院
塩崎賢明 2009年 住宅復興とコミュニティ 日本経済評論社
清水裕、水田恵三他 1997年 阪神淡路大震災のリーダーの研究 社会心理学研究 13(1), 1-12, 1997-09-30

「3.11」－語りと記憶と、そして忘却と

箭 内 任 (人間心理学科准教授)

「それが最小であるにせよ最大であるにせよ、幸福を幸福たらしめるものは、つねにひとつである。すなわちそれは忘却しうるということであり、あるいはいっそう学者らしい表現で言えば、それが継続しているあいだ非歴史的に感ずる能力なのである。・・・すべての行為には忘却が必要だ。それは、あらゆる有機体の生命にとって、光だけでなく闇もまた必要であるのと同様なのだ。」

ニーチェ『反時代的考察 第二編 生に対する歴史の利害について』

ニーチェが「あこがれの忘却」の海に身をゆだね、そこに揺蕩いながら幸福極まる戯れを夢想したことは、おそらくは正しかったのだろう。なんら否定すべき過去を持たず、過去と未来の垣根さえ持っていないとき、ひとは子どものままでいられる。忘却の海はいまここにある自分にだけ目を向けさせ、その子どもたちを暖かく包み込む。しかし、その子どもたちはそのままそこに憩うことはできない。「目醒めよ」の声が、彼らの微睡みを潰えさす。そうして子どもたちは、「昔は」という言葉を合言葉にすることを覚え、「記憶の作業」に勤しむことを余儀なくされる。

そのため、ケーニヒスバルクの哲学徒カントもコペンハーゲンの逍遥思想家キルケゴールも、

ニーチェからしてみると、もはや忘却の子ではいられなかった。リスボンの大地震を書き記すことによって学問の歩みを始め、また自己の体験における大地震を実存的経験として受けとめたときに、彼らは子どもであることをやめたのだ。

記憶の作業とはなにか。

ひとは、その出来事をみずからの目で見、耳で聴き、そして語りたいと願う。出来事へのそのものたちの思いが、彼らをして言葉へと向かわせようとしているのだろう。語りだすことをもって、ひとりやすらうのかもしれない。けれども、そこでは語ることが全面的に許されているわけではない。経験という甘い蜜の袋をいっぱいにするために、ひとはそれに気づかないでいるのだ。

フェルマンが語っていたのは、まさにこれではなかったか。ひとをして刻印すべき記憶へと向かわせしめ、それを痕跡として留めようとするこの姿ではなかったか。『声の回帰』で語られていたのは、ホロコーストという目撃者なき出来事を証言として描き出すという矛盾の中で歴史的不可能性ではなかったか。だから、『ショアー』を沈黙の映画とし、そこに声の喪失の、そして精神の喪失の逆説的な表出があったとしたのではなかったのか。

しかし、それとは決定的に違う。わたしたちは、それをフェルマンが受けとめた記憶の表象としてではなく、まさに現前している出来事としてそれを記憶しようとしているのだ。わたしたちは、じつは、彼のものたちの、そしてわたしたち自身の証言それじたいが、語ることの不可能性に躓きながら同時にその不可能性についても語っていることにも気づいてはいない。

おそらくは、声が聴き届けられるところに、ともに生きようとした意味を求めようとするのだろう。だからそれは、ポリフォニックな「声」でなければならないのだろう。そのためひとは、「3.11」と呼ぶその日からいくつもの言葉を語りだしてきた。ここにいるひとびと誰もが、いままでに持ち合わせてきた言葉のかぎりをつくしてきたはずだ。

そもそも、それはなぜ固有名で語られなければならなかったのか。

認識論的な「在」を探しあて確かめたかったからなのだろうか。「非在」をそこに認めたくはなかったのだろうか。自分とは異なった者たちが言葉を紡いでいたその場所を見つけたかったからなのだろうか。それとも、語りにゆだねられている状況をさがし求めようとしたかったからなのだろうか。そうなのだ。「不在の痕跡」を我がものとしたかったからなのだろうか。しかし、だからこそ、言葉が溢れば溢れるほどに、かえって言葉はみずからの力のなさを、そして迫りくる不在の痕跡に対する無力さを思い知らされることになる。

そのため思うのだ。「記憶」が、そして「証言」が「声（コーラス）」として生じる場というのは、とりもなおさず「沈黙」の場ではないのか。「声」は「コーラ」へと立ち返ることになるのではないのか。デリダとアイゼンマンは語っていたではないか。コーラとは、根源的受容性の場であると。それはわたしたちの思惟が想定した全てのものを超越現前する絶対的な外在性であると。それは、いかなる審級によっても領られることはなく、そこには時代も歴史もないのだと。だから、声は過去や現在という時制では現れることはけっしてないのだと。

今ここには、立ち現れながら繰り返し延べされる無限の場所が、言葉を換えれば、わたしたちが思惟で把握しようとするかぎりそれに立ち向かおうとする無限に不動の抵抗の場所が現れるだけだ。だからわたしたちは、そこでわたしたちにとっては誰でもない「顔のない完全な他者」に出会うことになる。そこに声が生まれているのではない。ひとはコーラを声として、海のあ

ぶくのなかから生を享けたウェニスであるかのように思いたいだけなのだ。不在の場から、顔なき者から、届けられるかぎりの声を、というよりもむしろわたしたちが届けてもらいたいと願う声を聴こうとしているだけなのだ。

ではなぜ、それを聴こうとするのか。

その声を証言として耳にし、記憶にとどめようとする時、わたしたちは、ほんとうは、その「他者」を可能とし、開き、掘り下げ、そして人間を結びつけようとする以前に存するものを聴こうとしているのかもしれない。

それは、もはや失われてしまったこの結びつきをあらためて表象しようとする「喪の作業」(デリダ)なのだろう。あたかもセイレーンの歌声に惹かれ沈みいく前に、記憶の言葉を通しておこなう喪の作業。それは、彼のものたちへの声、そして同じく、無垢な子どもの頃を通り過ぎてしまったわたしたち自身への声なのだ。

ひとはこの喪の作業にどのように向かい合うのか。すぐれて「倫理的」な問いに、いまわたしたちは向かい合うことになる。そしてそこで、アイロニカルに思惟の言葉を手にすることになる。そう、この喪の作業は同時にわたしたちの「負債(罪)」(ハイデガー)の確認でもある。この言葉は、その言葉の一般的な謂いとは異なり、通俗的な道徳的物言いも法的な意味をも含んではいない。それはただ、わたしたちの「あり方そのもの」を示しているにすぎない。負債とは倫理的であると同時に存在論的な事実でもある。わたしたちが喪の作業に服するとき、「非在」に帰してしまった、あるいは帰そうとしているそのすべてに立ち会っている。この立ち会うことにおいて、わたしたちは「責任」などという「在」の次元の言葉を越えたものを語りだそうとつとめている。それは歴史的に引き継ごうとする「物語」を越えているのだ。そこには、彼のものたちの慟哭もわたしたちの悔悟もない。あるのはそこで赦し赦されることだけである。しかしそれは、ひとときやすらうものでしかない。瞬く間に自らを揺さぶるつぎなる声にわたしたちは身構えなければならない。

わたしたちが、いまここで語る言葉は蓋然的なものでしかない。未定のものでしかない。だからそれは、未完の過去であると同時に不定の未来でもある。そこでは、言葉でもって宥められることがすべて赦されているわけではない。このように繰り延べされたかたちでしか言葉が存在しないなら、「いま」は未だ定まっていない未来の現在形でしかない。ならば、他のものへ、そして自らへと送り届けられるその声は、いまに囚われる必要はない。そしてまた「現実」に縛られることもない。翻って言えば、わたしたちは言葉に弄ばれることはない。その結果、そこに何かを見つけることができるとすれば、それはいまを追認するだけの「脆弱な語り」ではない。それは、おそらくは「もっと別のものを見つけよう」とする一つの「力強い夢」なのだろう。

しかし、ふと思う。わたしたちはこの言葉のあり方を無条件に肯定してよいのかと。不確定であり不確実である未定形の来るべき出来事を未定義のまま語りだしてよいのかと。ひょっとすると「夢の中に責任が始まる」というイエーツの言葉は、その夢の中にさえあるわたしたちの立証の責務をことあげしているのではないのか。それを果たさなければ、わたしたちの負債は消え失せることがないということなのではないか。そう、ニーチェの掣みに倣い学術的な物言いをするならば、存在論的な刻印は遂行論的な帰責行為によってしか消しえないのではないか。それが個人的な内在化を越えて翻訳しようとするあり方―「プロボノ (pro bono publico)」―であるとすれば、それをわたしたちは避けて通ることはできないのではないか。

とはいえ、わたしたちは結局のところ、言葉が手渡されてきたはじめの地点へとたち戻ることになる。「夢」を語るができるのは、無垢な子どもたちでしかなかったはずだ。しかし、わたしたちはどうの昔に、それを語る言葉を失ってしまっているのではなかったか。ならば、わたしたちが語る言葉のどこにやすらぐ場をみいだすことができるというのか。

出来事を「知（認識）」の領域へと収斂せしめ、それを「わけしり顔」で言うソクラテスを告発したニーチェの姿を、わたしたちはここに知ることになる。ニーチェは古代ギリシアの悲劇に「生」の充溢を認めていたではないか。それは、出来事を訓戒として受けとめ、目指すべきものを見いだそうとする記念碑的なものでもなければ、失われたものへの郷愁を覚えようとする骨董的なものでもない。「負債」という桎梏を引き受け、なおかつそこからの解放を願う生のあり方、それをニーチェは喝破していたのではなかったか。

もしかりにわたしたちが、それに気づかぬまま、ただ言葉を恣にしているとすれば、それはまた、わが生の意味さえも救い出せないただ虚しいばかりの悲劇というほかあるまい。

震災後に幼稚園という日常をいかに早く保障するか

附：震災後トラウマと放射能汚染へのケア

岩 倉 政 城（子ども学科教授）

幼稚園が被災後早期に再開する意義は、大震災で疲弊した園児や保護者にとって震災前の当たり前の日常を回復させるという復興支援活動でもあった。子は登園してストレスを解消し、保護者も子と離れて自分の時間を持つことで日常を取り戻していった。

幼稚園被災時の様子

震度6強の地震発生時は園送迎バス第一陣の3台が半数の園児（在園児数92）を送り終わっていた。今まさに第二陣のバス1台が発出し、残る2台が園児を乗せて門を出ようとする時であった。

この他に時間外保育の園児16名が在園し、私と教諭1名と共に教室で遊んでいた。低い地鳴りに続いて大きな揺れが始まり、鉄骨平屋建ての園舎が軋み出し、教師と一緒に子どもたちを誘導して机の下に這わせた。

本棚のファイルなどが落ちたものの、震災に備えて固定してあったアップライトピアノや棚類は一切倒壊しなかった。もし、棚が倒れれば大音響で子どもたちにパニックをもたらしたであろうが、園児は一様に落ち着いていた。3分近くの振動に「ながいね〜」などと会話を交わしながら保育者は「大丈夫」のメッセージを園児たちに送り続けた。揺れが一段落して園児を園駐車場に誘導し、毛布と飲食物を配って待機させた。

第二陣バスの出発を見合わせ、法人事務から津波6メートル、市街地に火災無しの情報を貰い、園バスコースに沿岸部が無いことを確認した。また、園の前が公共バスのターミナルなので、市街地から到着したばかりの運転手に状況を訊いた。停電で信号は点滅しないが、道路に

大きな破損はなく渋滞もない、との情報を総合して園バス出発を決断し、結果としてバス利用児全員を無事帰宅させた。

時間外保育の16名は、雪が舞ってきたので職員の車に分乗し、ついには帰ってきたスクールバスで暖をとって待機した。夕闇迫る頃、友人の車などで迎えに来た母は泣きながら子どもに駆け寄り、今まで誰一人泣くことの無かった園児も母の胸に飛び込んで涙を流した。最後の一人を保護者に渡し、ここではじめて職員は、巨大地震に見舞われていたのは園児だけでなく、他ならぬ自分達でもあることを自覚することとなった。

園の震災被害は軽微で、ライフラインの復旧さえあれば再開が可能であった。被害とその修復費用内訳を表1に示した。

表1 東日本大震災時の尚絅学院大学附属幼稚園被害内訳と修復費用（円）

被害内容	修復費
トイレタイルのクラック	64,050
園舎外壁コーキング剤のクラック	603,750
駐車場舗装面の亀裂	156,450
ホール天井電動ブラインド作動停止	194,250
合計	1,018,500

対応を分けた幼稚園時間と保育園時間

過去の大震災は阪神淡路が未明、新潟中越は土曜夕刻で、子どもの在園が稀であった。しかし今回は保育所には全園児が、幼稚園では第二陣のバスが出発する時間帯で、子どもの半数が在園していた。バス運行は内陸部では功を奏したが、津波の襲った沿岸部ではバスが押し流され、園児、職員共に多くの犠牲者を出すこととなった。被災での死亡または行方不明園児・職員数は全国で89名、被災幼稚園数は707園（全日本私立幼稚園連合会調べ¹⁾）にのぼった。

小学校・幼稚園・保育所ともに災害時の「保護者引き取り制」が原則であったことが津波が襲った地区では仇となった。引き取った親と園児が津波にあって犠牲になった例が多く、園に留まるか、職員の引率で避難した園児に被害が少なかったのである。「引き渡した以降は保護者側の責任」とする園有利な方式の不備を突かれ、今後「引き取り制」を子どもの安全を第一に見直す必要がある。

備蓄の必要性についての温度差

園では園児数相当の食料を備蓄し、被災時には園での籠城も辞さない覚悟で臨んでいる。おかげで、時間外保育の園児には十分な水と食料を出すことができた。

幸い、夕方には全園児が帰宅できたので、残った教員は尚絅名取キャンパスの合同避難所（多目的ホール）に合流した。この際、キャンパス全体では食糧備蓄がなく、大学生協店舗商品の供出に頼ったが不十分なため、園から備蓄食を供出し、役立てていただいた。

園は4月にいち早く再開したが、名取キャンパスとしては非常食の補充が4か月間滞った。大学生は登下校や避難等の自主行動が可能で、備蓄不足が致命的ではない。しかし、園児は震災の際、自力で自宅に戻ることは不可能で、大人の強い庇護を必要としている。園児と大学生に対する当事者間の温度差が備蓄補充の滞りをもたらした。今後は間髪を置かぬ備蓄補充を期

待したい。

ホールにこだまする歌声－幼稚園4月始動の決断

3月15日に予定していた修了式はライフラインや交通手段の破壊で中止となった。とはいえ園生活を締めくくる式の断念は、園児や保護者のみならず、教員にとっても無念の一言に尽きる。ガソリンは尽き、連日の対応で職員は疲労の極に達し、4月11日始園予定は不可能で、5月連休明けからの園再開もやむなし、との結論を一旦出した。

しかし、年度内に修了式だけでもをやろうと、3月30日に決行した。卒園児31名中28名が保護者と共に、徒歩やバスで、あるいは知人の車に便乗して集まった。3週間ぶりに再会を果たした園児達は喜びにはじけ、式典での園歌「光の子」は晴れやかで力強かった。ホールにこだまする園児の歌声は臨席する震災に疲弊した大人に、「命は続く」というメッセージを送ってくれたと思う。3月11日に時間が止まってしまった、あるいは失った過去にとぐろを巻いていた私たちに、未来という時間があることを子どもたちが呼び覚ました。

このとき職員全員が4月予定の始園日を、万難を排して目指す決意が出来たように思う。

園という日常性の回復こそ

地震発生による休園が4日間、春休みをまたいで延べ30日間の空白を園児は耐えることとなった。これが園児のみならず家族にも大きなストレスであったことが園を再開して気付かされた。その事例を表2に示す。在園中におむつがとれていた園児が、避難所暮らしでオムツに戻ったという。在宅児にも震災不安で一人でトイレにいけない事例が見られた。これらは園の早期再開でいずれのケースも数日中に自立した。園児の遊びに津波や地震ごっこがみられ、教師は穏やかに見守りながら子どもたちの自律的な回復を支援していった。

保護者も子どもと共に1ヵ月にわたる震災と余震におびえて過ごさざるを得ない状況となり、その過大なストレスが、保護者の述懐や連絡帳から伺い知ることが出来た。これらのことは、園を開始することが家庭や園児に本来あった日常を取り戻す最優先の「復興」支援策であることを示している。

表2 事例に見る被災後の幼稚園早期再開が園児・保護者に取り戻した日常

事 例	内 容	登園による効果
自律排泄の後戻り	避難所等でのトイレの不備や夜間トイレ起きで周囲への気兼ねなど	開園数日で教師の援助、仲間集団の排泄行動に習って回復
園児の被災後不安	夜泣き、微震動でも母に抱きつく トイレに一人で行けなくなる等	仲間との遊び（津波遊びなどを含む）による心の解放
保護者の育児ストレス	24時間、家や避難所で子どもと向き合わねばならない	園に子どもを預けて保護者がようやくホッとできる
津波被災保護者のトラウマ	新築先を津波が襲い、後悔や不安に苛まれる	保護者同士・園職員による傾聴を通して緩和へ

東電原発事故による放射能汚染と園運営

園庭を駆け、草むらに虫を追い、耕して収穫を味わう、大自然という教材に育まれるはずの幼児教育は、放射能の汚染で奪われてしまった。保護者の不安も日を追ってつり、手紙やF

表3 尚絅学院大学附属幼稚園の放射能汚染に対する対策項目

放射能汚染対策	具 体 策
園舎内外の放射能定点・定期測定 園舎・砂場・法面遊び場・園畑	私立幼稚園連盟から測定器を調達し業者に週一回定期測定依頼（地表・50cm・1m）
雨天時・風向きによる屋外保育の自粛	雨天や大雨の翌日、南風の強い日など
泥遊びは靴を履いて	皮膚からの内部被曝を避ける
水稻栽培の本年中止	例年園児素足で代掻き。上記理由で中止
手洗いうがいの徹底	内部被曝を避ける
栽培野菜の喫食自粛	栽培品の放射能測定は費用の目途がない
市場流通野菜以外を給食素材としない	給食提供者と話し合い確認
プール遊びは屋外でなくペランダで	ビニールプールの乾燥も室内で
排水溝等の清掃	ホットスポットの落ち葉や沈殿泥を除去
園法面等の除草の徹底	汚染濃縮の可能性から除草と廃棄
広報や懇談会等の情報公開と話し合い	懇談会・懇談会記録配布・広報

A Xで次々に心配事を頂戴した。主な内容は、園舎内外の除染、外で遊ばせない、プールは中止、給食食材から福島県産は除外、園畑の野菜は食べさせないで等、子を持つ親なら当然の願いであった。

この汚染に対して園では表3の対応を行った。

とはいえ汚染責任者である東電も国も未だに汚染に関する一切の支援を園に届けてこない。でき得る限りの対策として放射能測定器を私立幼稚園連盟を通して要望し、6月13日に簡易モニターの提供を受け、7月20日には同連盟から高性能の放射線計測器を借り受け、現在では名取キャンパス全体の定点計測に活用している。その結果は園舎内がおよそ0.05マイクロシーベルト毎時、屋外で0.13マイクロシーベルト毎時程度であり、随時広報している。

人命を除けば、地震や津波の被害は個人の努力や助け合いで「復興」に歩み出すことは可能である。しかし原発事故の広範囲な放射能汚染はそんなレベルで解決できる生やさしさではない。

成長途上児の内部被曝を避ける

本来放射能には安全域（しきい値）という概念は存在しない²⁾。医療被曝でさえも診断や治療のメリットが被曝のデメリットにまさると患者が自己決定したときのみ、実施される。まして細胞分裂の盛んな胎児や成長途上の子どもへの内部被曝は遺伝子に確率的な影響があることから、幼稚園運営主体は細心の注意を払って保護者の要望に応える責務がある。汚染の責任者である東電と国が見えないまま、保護者は我が子の安全のためにと、園運営者を追求の対象に選びやすい。こんな時こそ、東電と国に責任をとらせる任務を、我々尚絅学院構成員が園児や保護者から委託されている、という気概で望みたい。

高い専門性を地域社会から期待されている大学が、原子力による発電が人類と社会にとって選択すべきであったかを提示することも期待されているはずである。大学人として身を引き締めて東日本大震災から学び取らねばならない。

謝辞

幼稚園職員は震災以降、4月始園に向けて、徒歩で、あるいは自転車で登園し、復旧と再開に向けて休みなく邁進した。園児一人一人に園という日常を一日も早く取り戻してあげたいという願いの現れが予定通りの開園につながった。心からの敬意と感謝を申し上げる。

〔文献〕

- 1) 幼稚園情報センター 閲覧 2011/8/7 http://www.yochien-joho.com/headline/?date=20110612_1
- 2) 堀雅明、序：企画にあたって－放射線の生物影響、遺伝、54.47-49.2000.

神の意志を考える－大震災をめぐる私的見解

東 義 也 (子ども学科教授)

はじめに

今回の大震災について私の思い巡らすことは、神とこの世つまり我々人間の関係である。結論から述べると、この大震災の背後には肉眼では見えない神の意志と人類への強い語りかけがあり、そこに我々は聞く耳を持ってよく思索し応答しなければならないということである。

1. 大洪水と人間の罪

旧約聖書の創世記は作り話であり神話と考える聖書学者は少なくない。私個人はそうは考えないが、それを今議論する時間も紙面的余裕もない。いずれにせよ聖書を信仰と生活の唯一の規範とし、創世記からも学ぼうとする私にとって、震災後まず思いを馳せたのはノアの箱舟物語の中で展開される大洪水の記事である。(創世記6－8章) この大洪水による被害は今回の大震災の比ではない。「水はますます勢いを加えて地上にみなぎり、およそ天の下にある高い山はすべて覆われた」(同7：19)「乾いた地のすべてのもののうち、その鼻に命の息と霊のあるものはことごとく死んだ」(同22節)からである。これが事実ならば神の力となさることはなんと恐ろしいのだろう。

しかし、これを引き起こしたのは、他でもない人間の罪であると聖書は言う。「この地は神の前に墮落し、不法に満ちていた。神は地を御覧になった。見よ、それは墮落し、すべて肉なる者はこの地で墮落の道を歩んでいた。神はノアに言われた。『…わたしは地もろとも彼らを滅ぼす』」(創6：11-13)。

そして、さらにさかのぼればアダムとエバの犯した罪が、あらゆる災いの最根本の原因である。創世記3：17,18を引用しよう。

神はアダムに向かって言われた。

「お前は女の声に従い 取って食べるなど命じた木から食べた。

お前のゆえに、土は呪われるものとなった。

お前は、生涯食べ物を得ようと苦しむ。

お前に対して土は茨とあざみを生えいでさせる

野の草を食べようとするお前に。」

この出来事を境に、人の中に罪が入り、人は神との関係を一方的に立ち切って背き、死に向かって歩み出す結果となったのである。

2. 天地創造と労働

二人が罪を犯す前の状態、すなわち天地創造の業が完成されたときの状態は万事が良かった。それは完璧であった。「神はお造りになったすべてのものをご覧になった。見よ、それは極めて良かった。夕べがあり、朝があった。第六日である」(創世記1:31)とある。

聖書を注意深く読めば、人間の労働さえこの「極めて良かった」という中に位置づいていたことが了解されるだろう。神は自らの創られた被造物の管理と支配を人に任せられた。(創世記1:28) その仕事は神の下請けとしての過酷な労働ではなく、神のみ業に参与するという、まさに祝福された労働を意味している。

しかし、人間の犯した罪により土地は呪われ、労働の意味も一変した。それからは、呪われた土地が人に反逆して被害を与えるようになったことは、ある意味で必然だろう。呪われた土地が引き起こすいわゆる天災は、今回の地震や津波も含めて、罪を犯し続ける人類に対する神の刑罰かと問われれば、その通りという他ない。アモス書には次のように書かれている。「町に災いが起こったなら それは主がなされたことではないか。」(3:6b)

しかし、これらの天災ももうお分かりの通り、本質的には人間の罪が引き起こした人災であると言える。ただ、東北地方に災害が及んだのはその地域の方々がことさらに罪深かったからでは決してない。むしろ天災は罪ある世全体に対する警鐘である。これからさえ何が起こるか分からない。聖書はこの世の終わりつまり終末の時が来ると明言している。その記事の周辺を読めば、今回の震災の被害はまだ「すべて産みの苦しみの始まり」(マタイによる福音書24:8) のようである。だとしたら、今後ますます激しく臨むであろう終末の時代を、我々はどうのように覚悟し生活しなければならないのだろうか。

3. 人間の英知と愚かさ

今回の震災を経験して、私はJ.J.ルソーがその著書『エミール』の冒頭で述べていることが、まさにその通りだと改めて確信した。すなわち「創造主の手から出る時には、すべてが善いものであるが、人間の手にかかるとそれらがみな例外なく悪いものになってゆく。」「人間の手にかかる」というところの人間とは、いうまでもなく「罪を犯した人間」である。どんなに人間の英知を結集し最先端の科学技術を駆使して築き上げた原子力発電所さえ、今回の大震災の前に全く立ち尽くすことはできなかった。そればかりか死の灰をまき散らし、福島と日本全土を不安と恐怖の中に陥れている。世界で唯一の被爆国が、何故にこのような物を54基も造ってしまったのか、理解に苦しむばかりである。原発事故の後、警戒区域とその周辺区域を除けば、今でも住み続けられていることが、神の憐れみ以外の何ものでもないと私には思えてならない。

考えてみれば、原発による放射能の問題だけでなく、森林伐採や温暖化さらに宇宙ゴミの問題についても然りであろう。人類は知性を振りかざしながら、とんでもない結果を次から次に生み出している。ルソーが生きていたら、どんなに嘆き悲しむことだろう。

これらの結果を眺めるとき、私は創世記11章に記録されたバベルの塔の出来事を思い起こす。彼らは協力して「天まで届く塔のある町を建て、有名になろう」(4節)とした。人間は

昔も今も変わらない。自らの力を全能と思い込み自らを神とする自己中心の罪に塗れた存在である。現代はむしろ人間たちの傲り高ぶりを増し加え、人類の破滅を加速度を上げながら自らに引き寄せているという印象である。科学の営みが悪いのでは決してない。科学も世界の管理のために神から人に与えられた優れたものである。では、その科学を人はどのように営み、これからの時代を過ごしていけばよいのであろうか。

4. 結論と決意

聖書は次のように結論づけて言う。「すべてに耳を傾けて得た結論。『神を畏れ、その戒めを守れ。』これこそ、人間のすべて。」(コヘレトの言葉 12:13)

この度の大震災は実に恐ろしいものであった。しかし、神の意志を強く現わすものでもあったと思える。同時に、震災のない平穏無事な生活も、実は神の恵みの介入なしには存在しないことを教えてくれたのではないだろうか。おそらくそのことに気づくように、あらゆる事柄の背後におられる神を意識するようという意味ではないだろうか。それを認めるとき、我々の態度は今後自ずと明らかになるだろう。我々の営む研究も教育も、そこに導き突き動かす力について静かに思索し謙虚に応答してゆきたいのである。

ささやかな活動報告

八 卷 正 治 (子ども学科教授)

『何事にも時があり、天の下の出来事にはすべて定められた時がある。生まれる時、死ぬ時、…破壊する時、建てる時、泣く時、笑う時、嘆く時、…黙する時、語る時、愛する時、憎む時、戦いの時、平和の時。…神はすべてを時宜にかなうように造り、また、永遠を思う心を人に与えられる。それでもなお、神のなさる業(わざ)を始めから終わりまで見極めることは許されていない。』(旧約聖書 コヘレトの言葉 第3章 1～11節)

今回の大災害に伴う悲しみを表現するならば、この聖書の言葉の他に適切な言葉を見いだすことは困難であろうと思われる。そこで本稿では、この間の私自身の歩みについて簡明に書き述べてみたいと思う。

さて、私は2月23日の夜にニュージーランドに向けて飛び立った。偶然にも南島のクライストチャーチで生じた地震の翌日のことである。そのため、今回の大災害のニュースは現地では知ることとなり、そしてそのことは、私にとって激しい「負い目」となった。すなわち、大震災当日に勤務地にいなかったために、学生たちや同僚たちと同じ苦しみや悲しみの原体験を共有できなかった、といった負い目である。しかしやがて、復旧・復興までは息の長い取り組みが続くため、腰を据えて自らが果たし得る支援活動に取り組むべく心を定め、ささやかながらも、これまで以下のような支援活動を展開してきた。

A市の災害ボランティアセンターでの活動

かつての肢体不自由児での臨床現場における激しい業務により、腰痛症を抱えている私は、「泥だし」等の活動参加は困難であった。そのため、連日、災害ボランティアセンターを訪れ、ボランティアたちへの飲食物等の物品提供をもって支援活動を行った。

B市の災害ボランティアセンターでの活動

ゴールデンウィーク明けから学生たちが大学に戻るために手薄になった災害ボランティアセンターで、週に3～4日の受付ボランティア業務を行った。

精神疾患者たちへの支援活動

社会福祉士であり、精神保健福祉士でもある私は、これまでA市が実施してきた、地域で生活する精神疾患者たちへのボランティアスタッフとして加えていただき、毎週、数時間であるが、寄り添い支援活動に加わっている。具体的には、今回の大災害によって精神的な揺れが大きくなった当事者ご本人たちへのアクティヴ・リスニング（積極的な傾聴）に基づく「心の居場所づくり」を目的とした支援活動である。

保育所における、園児たちへの見守りボランティア活動

“寄り添いボランティア for Kids”と名づけた支援活動は、A市・B市・C町に位置している4カ所の保育所のご協力をいただき、環境整備（園内外の清掃活動）を通して園児たちに寄り添い、見守ろうとする活動である。間接的災害ボランティア活動として位置づけたこの活動を通して、今回の大地震や津波による恐怖体験を有している園児たちを優しく見守り、安心感を与えようとするものである。

ところでこのプランを構想したとき、私は「どれほどの学生たちが活動に参加をしてくれるのだろうか？」と正直、半信半疑であった。交通費は自己負担で、活動内容は環境整備を主とした清掃活動。しかも活動に参加をしても、評価や単位とは無関係の無償ボランティア活動だったからである。しかし私は恐怖体験を持つ幼子（おさなご）たちには、優しい微笑みをもって自分に寄り添ってくれる、こうした見守り支援活動が必要であると考え、間接的な支援としての、環境整備を主とした支援活動を展開してきた。

結果として、この4ヶ月あまりで5名の学生たちが計8回の支援活動に参加したに過ぎない。しかし被災地域で学び、生活をしている者たちにとっては、一時的・短期的なイベント・ボランティアよりも、息の長い継続的な活動こそが求められる。しかも地味で目立たぬ活動こそが求められる。あるときのことである。支援活動をしている保育所に行くと、学生が園舎の窓ガラスを丁寧に拭いている光景に出会った。プレイルームでは園児たちが楽しそうに遊んでいた。つまりは、これこそが寄り添いであり、見守り支援である。

当初は交通費も自己負担であったが、やがて「学長による戦略的支援経費」（4万円）の学内助成金に加えて、稲盛財団の災害ボランティア助成金制度に応募をして採択され、20万円の活動助成金を得ることができた。その結果、学生たちへの交通費の全額支給が可能となったことは、まことに幸いであった。なお、後期からは、子ども学科の2年生に加えて、1年生たちにも活動参加を呼びかけるつもりである。

ところで、5月下旬から、私自身も、毎週、3つの保育所で清掃活動（砂場や園庭の整備）

を行うようになった。園児たちにとって私の存在は、いつも満面の笑顔をもって砂場や園庭の清掃活動をしている「お掃除オジサン」に過ぎない。訪問する時間帯や天候によっては、清掃活動中に園児たちに出会うことがない場合もある。しかし、それで良い。なぜなら、寄り添い・見守り支援とは、そうしたものだからである。

仮設住宅での寄り添い支援活動

「心の対話者」（国際コミュニケーション学会認定資格）であり、「産業カウンセラー」（日本産業カウンセラー協会認定資格）でもある私は、当初より被災当事者たちへの寄り添い支援活動を強く願っていた。そのため、いくつかの避難所を訪れてその旨の希望を伝えたが、個人レベルでの関わりは無理であった。その後、「仙台傾聴の会」というボランティア組織の存在を知るに至り、そのメンバーに加えていただくことによって、毎週、複数の仮設住宅での支援活動に関わることができるようになった。

具体的には「お茶会」と称して、被災当事者の方々に仮設住宅内の集会場に集まってもらい、くつろいだ雰囲気ですらにお話をお聴きする、といったスタイルでの支援活動である。この組織のメンバーたちは皆、傾聴支援に関する必要なトレーニングを積んできた無償ボランティアたちであり、被災当事者一人ひとりに寄り添うようにして丁寧な話をお聴きするようにしている。なお、「仙台傾聴の会」のホームページは私が作成し、更新作業も私が行っている。（<http://www2.ocn.ne.jp/~act3>）

ところで、この傾聴支援活動に対する被災当事者さんたちからのニーズはとても高く、私たちが関わることができずにいる仮設住宅の被災当事者の方々も来て下さっておられるほどである。そして毎週、訪問している間に親しさも増し、それと共に、さまざまな心の内を語ってくださるようになってきた。ここでの生活を余儀なくされている人がおられる限り、この活動は継続される。私たちは、そう心に定めながら支援活動を展開している。

その他

被災当事者たちが語ってくださる、かつての居住地に関する話を、より具体的にお聴きするために、折を見て、できるだけ被災現場を訪れるようにしている。そして、その際に出会った人が、もしも被災当事者であれば、丁寧にお話をお聴きするように努めている。あるときは応急工事が施された堤防に悲しげな表情で佇んでいた被災当事者の方と言葉を交わし、長時間にわたってお話をお聴きしたこともある。皆、理不尽なまでにこれまでの生活が激変し、混乱した想いを誰かに語りたいのである。そうした激しい悲しみの想いを、共感的理解に基づく受容と傾聴のまなざしですらに聴いてもらいたいのである。

なお、私個人のホームページにおいても、被災地域に住む者の一人として、ささやかな情報発信を続けている。（<http://yamaki-web.com>）

いちおうの整理

私は福祉支援実践論をメインフィールドとする者である。そのため、前述したような「負目」に加えて、常に高揚した気分を保持したまま、いわばノンストップ状態で過ごしてきた。「ここで無理をしなくて、何のための福祉プロパーか！」「ここで引いたら、この先、学生たちに福祉を語るができなくなる！」そう自分に言い聞かせながらの活動でもあった。そのため、

高熱を発していたときも、炎天下の保育所の園庭で清掃活動を行った。そうして自分自身を追い込んでいった。否、より正確には追い込まれていったような気がする。そうした中で、被災関連の映像やニュース等に触れるたびに涙が流れることが多くなり、やがて自分自身が「うつ状態」に陥りつつあることを感じ始めていた。

あるときのことだった。私が社会福祉法人の評議員を担っている、県外のある福祉施設へ行き、旧知の職員たちに向かって、これまでの支援活動の報告をしているうちに大粒の涙が私の頬を濡らし始めた。人前で、これほどの涙を流したことは初めてであった。おそらくは異様なまでの高揚感で、さぞかし気を張り詰めていたのであろう。しかし幸いなことに、この涙によって、いくぶん肩の力が抜けた感じがした。と同時に、支援者自身が陥りやすい心的ダメージの危険性を体感した。今は「できることを、気長に、ノンビリと！」をモットーとしながら活動を展開している。

私は努めて災害派遣の自衛官たちから話を聞くようにした。「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」の「自衛隊法施行規則第3節 服務の宣誓」に基づき、過酷な任務を遂行していた使命感あふれる自衛官たちから、レスキューのプロとしての姿を教えられることが多くあった。

最後に、被災地域にある本学は、被災当事者側に位置しているのと同時に、支援活動を提供する組織体としての責務も負っている。それゆえ、長期的・持続的な支援活動を効果的に展開するための学内システム構築が必要、かつ急務と思われる。

以上、この間の私自身の、ささやかな活動報告を書き述べた次第である。そして今後とも自分が果たし得る範囲での支援活動を、息長く展開したいと願っている。

震災で思ったこと

木 村 清（副学長・現代社会学科教授）

今回の震災に関連して体験したこと、考えたことは、沢山あるが、ここでは極めて個人的な「気持ち」の面での体験、それから、以前、短大の「物理学」を担当していた立場から考えさせられたことについて書いてみたい。

あの時からの数日間を振り返ってみて、気持ちの支えを外されるような感覚になったことがいくつかある。まず地震の揺れの異様な長さだった。あのとき、必死に誰かに「いいから、もうやめてくれ！」と叫んでいた。なぜ、こんなに執拗に揺れ続けるのか。そして、ラジオから聞こえた震度速報の第一報で、震度7の地域が自宅付近らしいことがわかる。校舎の点検、広場への避難、学生会館への移動が一段落した頃、突然季節外れの雪が降りだしてきた。そのころは、もうすっかりその日に家族と連絡を取ることも自宅へ帰ることも諦めてしまっていた。

学内の避難先である学生会館では、事務の人たちが用意してくれた自家発電機によってテレビを見ることができた。仙台平野の田んぼやビニルハウスを無情になぎ倒して進む暗黒のスライムのような津波、気仙沼湾の火災の映像。絶え間なく流れる緊急地震速報。そして長野県でも震度6弱という異様な状況が続く。地元のラジオ局の電波も止まってしまった。いったいこ

れから何が起ころうとしているのか、これは現実なのか…。

自宅へは翌日の夕方に戻ることができた。幸い家族も親戚も無事。しかし希望は持てなかった。眠れぬ寝床で聞くラジオは延々と続く安否情報。そして原発の事故の一報。ついに来たか。これでとどめを刺された気分になった。取り返えず生きるだけの食べ物なら1週間程度は何とかなるが、全てのライフラインは止まり復旧の動きはまったくない。このまま1週間が立ったら…どうなる？今はいいけど、やがてエゴむき出しのサバイバル競争が始まるのか。その時、どんな決断を迫られるのかなど、あらぬことばかり考えるようになった。わずかな希望すら考えられなくなってしまった。翌朝からは気の抜けた老人のようになってしまった。

そんな時、「落ち込んでちゃだめじゃない。さあ、元気出して。」妻の何気ないこの一言が思わず身に染みた。ありがたい、ということではなく、希望を持つことを勝手に捨てた自分がひどく恥ずかしく思えたのだ。ある意味、こうやって「生かされている側の人間」が、希望を捨ててしまうことがどんなに身勝手に恥ずべきことなのか…そのときやっと気付かされた気がしたのだった。

さて、今回のようにライフラインが止まると、決まって電気やガソリン、あるいは水道のありがたさを身に染みて感じることになる。もちろんそれは当然の感覚だが、私は、今回の震災ほど、社会において「捨てる」の重要性に気付かされたことはなかったのではないかと思う。これは、瓦礫の捨てる場に限ったことではない。たとえば、

我が家では震災の際、トイレを流す水をなんとか確保したものの、しばらくしたら下水処理場が停電のためにその能力の限界に達したということで、汚物を流せなくなってしまった。その途端に、処理の問題が重くのしかかってくる。

沿岸部の被災地域では、地盤沈下が激しく、たとえ宅地をかさ上げしても、下水道が機能しないことには生活できない。

「捨てる」ということは、廃棄物にしても、熱にしても、最終的には環境中に拡散させる、ということにほかならない。社会の中で、持続的にエネルギーや物質資源を利用できる、という前提条件は、使用後の熱や廃棄物を拡散してくれる環境（捨てる場）がある、あるいは環境中に拡散してもよい、ということである。だから、今回の原発事故で、毎日のようにテレビに映しだされた放水の場面を見ながら非常に疑問に思った。いったいあの水はやがてどこに行くのか、捨てる場の保証があった上であんなに大量の放水をしているのか。

今回の原発の事故では、原子力発電所というプラントの真の姿が露呈されたように思う。原子力発電所は冷やし続けること、すなわち大量の熱を吸い取って捨てるプラントだったのだ。あらためて原子力工学関連のテキストを開いてみたが、エネルギーを取り出す原理よりも、いわゆる炉心冷却、つまり熱を捨てることに関する技術や装置、あるいは冷却にまつわる事故の記述が非常に多いことがそれを物語っている。

「炉心や核燃料は、役に立たなくなっても数十年の間冷やし続けなくてはならない。冷却水をはじめ、作業服や廃炉後の建造物までも環境中に拡散できない。使用済み核燃料にしても有限の捨てるしかあてにできない。原発停止か稼働かという政治的な話は置いておくにしても、原子力発電は、捨てる場の保証ができないので、本質的に持続することは不可能なものなのである。」

以上のことは、これまで物理学からの知識として理解していたことだったが、震災を機に改めて「捨てる」ことの重要性を実感した次第である。震災で増大したエントロピーをどうやっ

て自然環境に吸収させるか、あるいはどのくらいのコストをかけて低減させるか、今後の社会の大きな課題となろう。

震災と契約責任

栗原 由紀子（現代社会学科准教授）

一、はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災は関東から東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的被害をもたらした。これにより、大震災前に成立した契約の履行が困難になった場合、その責任の所在が問題となることがある。

通常、契約当事者は、契約締結後の事情が自分の予想と異なる想定外の事態となろうとも、一度した契約には拘束され契約内容通りに履行しなければならない。いわゆる「契約は守らなければならない (pacta sunt servanda)」が、契約の基本原則だからである。

しかし、契約成立後、その基礎となった事情が予想外に大きく変化し、当初の契約内容に当事者を拘束することが彼にとって苛酷なものとなる場合には、契約の解除または契約内容の修正（改訂）が認められる。これを「事情変更の原則」という。今回の震災は、まさに、同原則が適用可能な場面なのではないだろうか。そこで、本稿では、契約法の原則からすると、このような状態を一般にはどのように法的処理されるか概観した上で、いわゆる「事情変更の原則」法理による契約当事者救済の可能性を検討する。

二、法的責任

次のような3つの事例を素材に、各当事者間における法的責任の所在を考えてみよう。

事例1

Aは、自動車販売業者Bから中古車を購入する売買契約を締結した。しかし当該中古車の引き渡しを受ける前に、今般の震災における津波により当該中古車は滅失してしまった

事例2

A社はB社との間で、B社が製造する部品をA社へ期日までに納品する製作物供給契約を締結した。しかし、受注された部品は、今般の震災においてB社工場が打撃を受けたため生産出来なくなってしまった

事例3

A社とB社との間で、B社が製造する部品をA社へ納品する製作物供給契約を締結した。しかし、受注された部品の納品前に、今般の震災により、A社は打撃を受けて事業が立ち行かなくなってしまい、もはや、B社製造の部品は不要になった

事例1のような、いわゆる特定物売買の場合には、津波により目的物は滅失してしまったのだから、もはや売主Bの引渡義務は履行不能となる（民法415条）。このとき、履行不能につ

きBに帰責事由なければ、Bは損害賠償義務を免れることになり、あとは危険負担の問題となる。すなわち、たとえ目的物が滅失したとしても、買主Aの代金支払債務は残ることになる（民法534条）。しかし、これは買主Aに過大な危険を負わせることになりかねない。それゆえ、特定物売買におけるこのような「債権者主義」には、十分な合理性はないというのが今日の学説の共通認識である。したがって、目的物の引渡し、登記のいずれかで物権変動が生じた場合のみ、民法534条の適用を認める制限説が妥当であろう。また、実務上も公平性の観点から、天変地異その他の不可抗力な事情により契約目的の達成が果たせない場合には、買主から契約解除できる等の特約を契約書に規定することで、買主の負担を軽減することが一般的である（いわゆる「不可抗力条項」）。

他方、事例2のような種類物売買の場合には、目的物の特定前であるため履行不能は生じないので、引渡債務は、依然、存続する。したがって、Bは、自身が製造できない場合には、同種同量の部品を市場から調達してAに引き渡さなければならない。たとえ、調達費用等が高額になりBの履行コストが過大になったとしても、Bの引渡義務を消滅させるものではなく、帰責事由なく期日までに納品しない限り、Bは履行遅滞の法的責任を負う。

しかし、当該部品調達費用がきわめて高額で、これを負担させるには公平に失する場合や、震災による輸送・運送手段の遮断、部品の欠品等があった場合には、事情変更の原則による契約改訂及び解除を考慮する余地があろう。

事例3の場合、このようなAの事情は、経済的不能ともいわれるが、事例1のような物理的不能とは異なり、履行不能ということはできない。また、代金支払義務のような金銭債務は履行不能になることはありえない（419条3項）。したがって、こうした事情のもとでも、AのBへの代金支払義務が消滅することはない。しかし、Aとしては、もはや当該部品は不要であり、出来ることなら契約関係から解放されたい。このような場合に、事情変更の原則による契約解除の可否を考慮しうる。

三、事情変更の原則

事情変更の原則が当該契約に適用されれば、契約内容の改訂ないしは契約解除により各当事者は契約上の義務から解放される。この事情変更の原則の適用される場面としては、①目的不到達（事情の変更で、もはや履行の意味が全くなくなってしまう場合）、②等価関係の破壊（履行は可能であるが、履行コストの異常な高騰などで給付の均衡を失するような場合）、③経済的不能（契約通りの債務の履行が経済的に不能になってしまった場合）がある。

そして、事情変更の原則が認められるためには以下の要件をすべて具備する必要がある。第一に、契約内容の基礎となっている事情が著しく変更されていること、ただし、この「事情の変更」は客観的に観察されることを要し、単なる当事者の個人的事情の変更では足りない。第二に、その事情の変更が当事者に予見できないようなものであること（予見可能性の不存在）、第三に、その事情変更が当事者の責めに帰することができない事由により生じたこと（帰責事由の不存在）、そして第四に、その事情変更の結果、当初の契約内容通りに当事者を拘束することが著しく信義則（民法1条2項）に反すること（等価関係の著しい破壊）である。

この「事情変更の原則」法理は、大審院判決において事情変更による契約解除を認める判決（大審院昭和19年12月6日判決 民集23巻613頁）があり、現在では下級審裁判例において適用されることも多い。しかし、最高裁は、一般論としてその適用可能性を肯定するものの、

具体的事例における適用には厳格な姿勢で臨み、事情変更の原則を理由とする契約改訂や解除を認めた判例は存在しない。それゆえ、今回のような震災を原因として契約履行が果たせない場合に事情変更の原則を主張したとしても、実際の訴訟では、それが認められるかは不透明であるとの見解もある¹⁾。

とりわけ、予見可能性や帰責事由の不存在の認定について、判例は非常に厳格な姿勢を貫いている。例えば、最判平成9年7月1日（民集51巻6号2452頁）は、ゴルフ場に生じた、のり面崩壊という事情変更について、当事者には予見可能性および帰責事由はあったと判示した。最高裁判所判例解説によれば、自然の地形に手を加えて建設された施設は、災害を被る危険性から免れることのできないものであるから、契約締結時には、のり面崩壊の予見可能性はあったものとみなされるし、我が国でしばしばみられる程度の災害は当然予測の範囲内に入っていると考えるべきであるとのことである²⁾。

これに対して、今回の震災を原因とする一連の事情の変更は、我が国がこれまで経験したことのない大規模な災害であることや、広域におよぶ被害の甚大さ等を考慮すると、一般的には当事者に予見可能性はなかったと言い得るだろう。また、同様に、事情の変更を予見できなかったことについても、当事者に帰責事由は認められないといえる。したがって、上記事例のように、震災を原因として契約成立時の事情の変更が生じた場合には、事情変更の原則を適用して契約内容の改訂や解除が可能になると考える³⁾。

四、むすびにかえて

以上、震災を原因とする契約不履行に際して紛争が生じた場合、契約関係をどう処理すべきか、さらに事情変更の原則の適用可能性を考察してみた。

ところで、同じように大災害を理由として様々な契約不履行が生じたと思われる阪神大震災では、契約不履行における責任の所在を争った裁判例が非常に少ない。これは、実際上は、被災後の当事者間の協議により、契約内容改訂、解除や履行猶予により解決が図られたからではないかと考えられている⁴⁾。このことは、契約関係のトラブルは、法規や事情変更法理による解決よりも、まずは契約当事者間の協議により解決を目指すことが望ましいことを示唆しているよう。

もっとも、今回のような未曾有の大震災が発生した場合には、契約関係にある当事者間にとどまらず、契約外にある単なる取引接触者や地域経済全体の活動にも影響を及ぼすこともあり、しかも、その影響が長期にわたる可能性もある。そのような視点から、国家が契約関係および取引関係に積極的に介入して、個別の契約関係・取引関係の拘束力に影響を及ぼしたり、新たな状況に即して契約当事者による再交渉を促進する機会を確保していく道を探るべきといった提案もなされており⁵⁾、震災における契約責任を考える上では、今後、こうした視点からの検討も必要となろう。

〔註〕

- 1) 内藤亜里沙「震災発生時の契約責任－基本的事例の整理」NBL 951号（2011年）8頁
- 2) 野山宏「判解」最高裁判所判例解説民事編平成9年度中（2000年）817頁
- 3) ただし、目的物が滅失してしまった事例1の場合は、物理的不能事例であるため前述した履行不能として処理されるのが妥当であろう。

- 4) 村上公一「震災が原因となる契約不履行について」NBL 950号(2011年)12頁
5) 潮見佳男「震災と契約法・債権法理論」民商法雑誌112巻4・5号(1995年)698頁以下

「想定外」と「想定内」のはざままで

高 橋 真(現代社会学科教授)

強烈な揺れと巨大津波が多くの人命と生活の基盤を奪った。「自然の猛威」という言葉は、この深刻すぎる現実を表す言葉としては、私にはあまりに軽すぎると感じられた。震災直後から「想定外」という言葉を地震学者やマスコミ、そして政府が重宝に使いまわしている。「想定外」の言葉を使うことによって問題の所在を曖昧にし、そしてこの多くの犠牲を伴う被害の深刻さを責任の外に追いやり、合理化する方便として使われていると私には受け止められた。

そもそも、自然を「想定内」におさめてしまおうというのは、人間の傲慢ではないのか。自然を「想定内」におさめることで、「想定外」の自然を思考の外へと追いやってしまったのではないか。そもそも、自然を含むすべてを「想定内」におさめておくべきではないのか。

「想定外」は地震や津波だけではなかった。津波による福島第一原子力発電所の破壊と放射能汚染も「想定外」とされた。福島の人々は、まさに「想定外」の苦痛を今なお強いられている。

そして、何とんでも「想定外」だったのは、政府の対応であろう。経済学の教科書は、市場機構がうまく機能しない場合(市場の失敗)には、政府が市場に介入して適切に経済問題を処理するものと「想定」されている。しかし、その「想定」はあっけなく裏切られた。警察官、消防署員、海上保安官、陸海空の自衛隊員の献身的な自己犠牲的な活動が際立った一方で、強大な裁量権を持つ現行中央政府はあたかも日本が無政府状態あるいは無政府以下の状態であるような印象を多くの国民に与えてくれた。公共選択論によって解明された「政府の失敗」(または「政治の失敗」)の事例の一つである「投票のパラドックス」の結論は、多数決原理に基づく民主主義政府は最良の結果をもたらすとは限らない、というものである。先の衆議院選挙による民主党政権の誕生と今回の震災後の政府の対応は、そのことを皮肉にも証明した形になった。しかし、それはあまりにも大きな犠牲と苦痛をわれわれにもたらしてしまっている。これも、「想定外」と言えるのであろうか。

事実、「国を待ってられない」「政府を待ってられない」という被災者の切実な声が聞かれる。そして、被災者は政府の対応を待つことなく動き始めている。その被災者の動きを多くのボランティアが支援している。中央政府はそのような自立しようとする被災者に依存しているかのように思える。

政府は、本当にいらぬのか。個人の自由な経済活動をもっとも重視する新自由主義者は、政府による規制の撤廃や政府活動の縮小(小さな政府論)を主張している。事実、被災地での復旧と復興の足かせになっているのがさまざまな政府規制である。政府による被災者への支援の遅れと対応のまずさは、「政府に期待できるものはあるのか」「政府は何もできないのではないか」という疑問がわいてくる一方で、いやむしろ「政府などいらぬ」と新自由主義者より

しく言い放ちたくなってしまっている被災者も多くいる。

しかしながら、その一方で、政府に頼らなければならない事柄が山積している。住居の確保、商業施設や工業施設の復旧・復興、病院や福祉施設の復旧・再建、道路や港湾の復旧と整備、農業や漁業その他の産業施設の復旧などのハード面の整備と就労先の確保、所得補償、病院・医療や福祉サービスの改善や教育の再開と改善、そして心のケアなどのソフト面での支援が必要である。これらは、明らかに個人のレベルを超えた政府レベルでの対応が求められる領域である。

あらためて「政府は何をなすべきか」を問うまでもなく、「政府がなすべき」現実が目の前にある。にもかかわらず、いっこうに事態は3月11日から動こうとしていない。もし、政府が国民の生命を、あるいは国民生活の基盤を保証しないならば、誰がそれを担うのか。個々の国民が自らの責任で自らの生命を、あるいは自身の生活を維持するための基盤を構築せよ、と政府は考えているのか。それこそまさに、国民にとっては「想定外」の話である。

政府が有効に機能することは当然のこととされてきていたし、多くの国民にとって「想定内」のはずであった。換言すれば、政府は有効に機能するためにつくられたものではないのか。われわれ多くの国民は、被災者の生命と生活を維持するために必要な基盤を整え、明日への道筋を示すことのできる政府をこそ「想定内」としてきている。

「想定外」を振りかざし、問題の所在を曖昧にし、責任を回避する政府や有識者の姿勢こそが、「想定外」である。

すべてを「想定内」におさめ、問題の所在を明らかにし、責任ある対応をとってこそその政府であり、それこそがまさに多くの国民が希求してきた「想定内」の政府であろう。

今回の震災は、「想定外」に潜む危険と深刻な事態を、われわれの目の前で強烈に描ききって見せた。その意味で、われわれは、あらゆることを「想定」して事に当たることの重要性を、今回の教訓として受け止める必要があるのではないか。

東日本大震災と子どもの権利条約新議定書

森 田 明 彦 (現代社会学科教授)

3月11日午後2時46分、私は京葉線の電車に乗っていた。

翌日、都内で子ども達と国連子どもの権利委員会に対する通報制度¹⁾について考えるワークショップを実施することになっていて、そのための準備を終えて帰宅するところであった。

東日本大震災によって、ワークショップは中止となり、私は世界各地から集まってきたセーブザチルドレン²⁾の国際チームとともに仙台に戻り、彼らの緊急支援活動を手伝うこととなった。

振り返ると、2001年にも同じような経験をした。

当時、私は日本ユニセフ協会の広報室長を務めていて、9月19日からニューヨークで開催される予定だった国連子ども特別総会に参加するために15日には日本を出発することになっていた。同時多発テロの発生によって出張は取り止めとなり、アフガニスタンに対する米国の

軍事行動が本格化するなかで始まったユニセフの緊急支援活動のための国内キャンペーンに私も忙殺されるようになった。

米国主導の軍事行動がアフガニスタンからイラクへと拡大していく中で、2003年8月にはバグダッドの国連本部が爆破されるという最悪の事態が発生した。

この年の12月、日本は戦後初めて重装備自衛隊の海外派遣を決定した。

そして、2004年4月、イラクで拘束された日本人の若者3人とその家族に対する全国的なバッシング事件を契機に、イラクに対する自衛隊派遣の是非を巡る議論はほとんど封殺された。それから今日に至るまで、日本でイラク戦争を巡る対応の是非が公式に検証されたことはない。

私は、日米同盟は日本の安全保障にとって不可欠なものと考えており、また国際的な平和維持活動に日本の自衛隊が参加することにも基本的に賛成である。さらに、小切手外交と揶揄された湾岸戦争当時の日本に対する国際的評価を鑑みれば、イラク戦争において日本が資金協力のみに留まることは客観的に不可能であったと思う。

しかし同時に、イラク戦争、そしてイラクに対する自衛隊派遣問題に対して自分は本当に明確な見解を持ち、一貫した姿勢を取ったのだろうかという疑問は私自身を含む多くの日本国民が持っているように思われる。結局、私達はその場の「空気」「外圧」に流され、なし崩し的にイラク戦争に参加し、重装備自衛隊派遣を追認しただけではないのか³⁾。

小倉和夫元駐仏大使は、吉田茂首相（当時）の指示で1951年に外務省が作成した「日本外交の過誤」と名づけられた「調書」を取り上げ、満州事変から終戦までの日本外交の誤りを現実的対応という名目のもとで理念と理想を失って現実と妥協を重ねた結果であると総括している⁴⁾。小倉大使は、その原因として日本が他のアジア諸国を排斥して、欧米帝国主義国の仲間入りを果たすことを目指す「脱亜入欧」路線を追求し⁵⁾、当時の中国大陸において台頭したナショナリズムの歴史的意義を理解出来なかったこと⁶⁾、さらに根本的な要因として1920年代後半から30年代にかけて日本が反共産主義以外に明確な国内政治上の理念を持たなかったために国内の排外主義に抗することが出来ず、国際世論を味方につけることが出来なかった点を挙げている⁷⁾。

私には、日本が戦後も理念なき国家運営・外交を継続してきたように思われる⁸⁾。

イラク戦争はそのような日本に対する重大な挑戦であった⁹⁾。

そして、今年3月11日の東日本大地震・津波によって引き起こされた福島原発事故は、この国の国民的課題を再び明らかにしたと私は考えている。

国内において原子力発電を継続するかどうか、そして原子力発電施設の輸出を継続するかどうかは、日本が今後国際社会でどのような役割を果たしたいと考えているのかという国家的ビジョンを巡る国民的対話と合意が必要とされる課題である。

そのためには、一人ひとりの市民が国際社会の一員であるという意識を持つ必要がある。

福島原発事故を含む東日本大震災に対する世界各国からの支援と声援は、日本とりわけ被災地の市民に自分達が世界と繋がっていること、世界は決して日本と日本人を否定的に見ていないことをはっきりと知らしめた。3・11を契機に日本の農家にも世界に通用する農業をつくらなければならないという気風が出てきていると言われている¹⁰⁾。

今は一人ひとりの市民が世界を舞台に自分に出来ることを臆することなく試みるべき時である。

私は国際的な子どもの権利活動に永年携わってきた経験と立場を踏まえ、子どもの権利の世

界における長年の課題であった「クリーンで安全な環境に生きる子どもの権利」を包括的に定める国連子どもの権利条約新議定書の策定に向けた検討を開始することを国際社会に提案したいと考えている。

国連子どもの権利条約は、1989年11月20日に国連総会で採択され、2011年9月26日現在、193の国と地域が加盟する、もっとも普遍的な国際人権条約である¹¹⁾。

しかし、この条約に環境関連の権利が十分盛り込まれてないことは当時から関係者の間で認識されていた。一方、地震、津波、台風、原油流出、原発事故等の災害により、弱者である子どもはもっとも深刻な被害を受けている¹²⁾。

世界は今、クリーンで安全な環境に生きる権利を包括的に子ども達に保証する国際条約を必要としている。

そして、そのような国際条約は子ども達の意見を反映しつつ策定されなければならないであろう。

東日本大震災において深刻な被害を受け、原発事故のリスクを身に沁みて体験した日本は、そのような国際条約の策定を国際社会に提案する責務があると私は考えている。

また、子ども達を含む一般市民による新議定書を巡る公共的対話は、日本における原発問題に関するコンセンサス作りにも資するであろう。

これまで、日本は人権後進国であり、国際人権レジームの形成に積極的な貢献をしてこなかったと批判されてきた。

しかし、1924年9月26日、国際連盟第5回総会で「ジュネーブ子どもの権利宣言」が採択される3カ月前の6月9日、キリスト教社会活動家であった賀川豊彦は東京深川において、参加の権利を含む先駆的な6つの子どもの権利を発表している¹³⁾。

また、本年6月17日、国連人権理事会第17会期最終日、通報制度を創設する新議定書案が採択された際に日本政府は同議定書案の共同提案国となっただけでなく、公式に発言を求めて、国際的な通報制度が子どもの権利の保護にとって不可欠であると表明、各国政府および国際的な市民社会組織から高い評価を得た。

日本は決して、人権後進国ではない。

私達は、東日本大震災での経験を前向きに活かすために、いま、それぞれの使命に取り組むべきなのだ。

世界は、そのような新しい日本を待ち望んでいる。

【注釈】

- 1) 通報（申立）制度とは、人権侵害に対する救済を求めて国内の手続きを尽くしても、救済が実現しなかった際に、関連する国際的な人権条約機関に救済申立（通報）が出来る制度のことで、今日では国際人権条約の実効的履行にとって不可欠のメカニズムと考えられている。国連子どもの権利条約は9つの主要な国際人権条約の中で唯一、通報制度を備えていなかったが、通報制度を創設するための新議定書案が今年秋の国連総会で採択される見込みであり、来年には同議定書が国際的に発効する予定である。国連子どもの権利条約新議定書の背景、審議の概要については、森田明彦「日本を国連子どもの権利条約の新選択議定書の一番目の署名国へ！」『いんふおめーしょん』第129号（子どもの人権連、2011年）を参照。
- 2) セーブザチルドレンは、英国人女性エグランティン・ジェブが1919年に設立した子ども支援の国際NGO。ジェブは1924年に国際連盟総会で採択された、子どもの権利に関する世界初の公式文書「ジュネーブ子どもの権利宣言」草案を起草したことで知られている。セーブザチルドレンは、現在、世界120カ国で子ども支援の活動に取り組んでいる。ちなみに、セーブザチルドレン英国の総裁は英王室のアン王女。森田明

- 彦「エグランティン・ジェブとジュネーブ子どもの権利宣言」『子どもの権利条約ガイドブック（子どもの権利研究第18号）』（日本評論社、2011年2月）。
- 3) 森田明彦「『イラク戦争を巡るマイケル・イグナティエフの思想－その人権論を手掛かりに』『法哲学会年報2009』（日本法哲学会、2010年）。
 - 4) 小倉和夫『吉田茂の自問－敗戦、そして報告書「日本外交の過誤』』（藤原書店、2003年）、20－21頁。
 - 5) 小倉和夫『吉田茂の自問－敗戦、そして報告書「日本外交の過誤』』、220頁。
 - 6) 小倉和夫『吉田茂の自問－敗戦、そして報告書「日本外交の過誤』』、208頁。
 - 7) 小倉和夫『吉田茂の自問－敗戦、そして報告書「日本外交の過誤』』、210－212頁。
 - 8) 井上達夫は、戦後の日本では戦前の超国家主義的な国家のイメージに対する反発が非常に強かったために、国家としての主体的な公共的意識形成がなかなか行われず、右肩上がりの高度成長という恵まれた環境の下で、国家は中間団体や利益集団の間の調整だけをしていればよかったと分析し、日本の官僚は実際には利益集団に絡め取られて弱く、中間団体の跋扈・専制によって、より広い国家的公共性が崩壊していると指摘している。佐々木毅・金泰昌編『欧米における公と私』（公共哲学4）（東京大学出版会、2002年）、181－191頁および216－217頁。
 - 9) 元ハーバード大学カー人権政策研究所長で前カナダ自由党党首のマイケル・イグナティエフは、2003年2月当時、「日本のような国々は、大国による不当な侵略にお墨付きをあたえるという危険を冒してまでもならず者国家に対する武力行使を支持するのか、それとも究極的には自国の生存を脅かしかねないまでにならず者国家がその戦闘能力を強化させるのを容認するのか、そのあいだで苦痛にみちた選択をしなければならぬのだ」と述べている。マイケル・イグナティエフ著、添谷育志・高橋和・中山俊宏訳『ヴァーチャル・ウォー』日本語序文（風行社、2003年）、vii頁（この日本語序文は、邦訳のために、イグナティエフが寄稿した2003年2月付のもので原著にはない）。
 - 10) 9月15日より17日まで東京都内で開催された「朝日地球環境フォーラム2011」における長谷川久夫の発言。2011年9月25日朝日新聞朝刊21面。
 - 11) 国連子どもの権利条約には子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィイーに関する選択議定書（以下、第1議定書）および武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書（以下、第2議定書）がある。両議定書は2000年5月25日、第54回国連総会で採択され、第1議定書は2002年1月8日、第2議定書は同年2月12日に発効している。日本は両議定書に2002年5月10日、「国連子ども特別総会」の機会にニューヨークの国連本部で署名し、2004年8月2日に第2議定書を（75番目）、2005年1月24日に第1議定書を（90番目）批准した。通報制度を創設するための国連子どもの権利条約の議定書は第3番目の選択議定書となる。したがって、クリーンで安全な環境で生きる子どもの権利を定めた新議定書は、実現すれば4番目の議定書となる。
 - 12) Save the Children UK, *Legacy of disasters: the Impact of climate change on children*, London, 2007. (http://www.savethechildren.org.uk/en/docs/legacy_of_disasters.pdf) 2011年9月26日最終確認。
 - 13) 森田明彦「賀川豊彦、ユニセフ、国連子どもの権利条約」『Wish ユニセフ兵庫ニュース』Vol.29（日本ユニセフ協会兵庫県支部、2009年11月24日）。

東日本大震災に寄せて ～まちづくりの立場から～

阿留多伎 真人（生活環境学科教授）

1. 言葉につまる被災地

4月上旬から5月下旬にかけて被災地を回った。亘理から石巻にかけての沿岸部では海岸から数キロメートルにわたって津波が全てを流し去っていた。女川から田老町（岩手県）の間は大津波が4階建てのビルをも飲み込み、荒涼とした光景が入り江から繋がる谷の奥の方まで続いていた。大津波が街を押し流す映像を見ていなければ、この光景が津波によることさえ想像できなかったであろう。自分を取り囲む光景を表す言葉をひとつも見つけられず、自分の車の

エンジン音にせかされるように走り回っていた。

2. 初動期の対応

被災地に対する国の対応は早かった。菅総理は13日には自衛隊の動員を最大10万人まで拡大し、国土交通省は「くしの歯作戦」と銘打って三陸沿岸に向かう東西方向の国道を瞬く間に復旧させ、救援物資の輸送路を確保した。しかし3月12、14日、15日と立て続けに起こった福島第一原子力発電所の爆発で政府は原子力発電所対策一色になり、15日に発生した静岡東部を震源とするマグニチュード6.4の地震以降、被災地への物資輸送は凍りついたように滞り、被災地ではガソリン、灯油、食糧、衣類を中心にほぼすべての物資が長期間にわたって手に入らなくなってしまった。

また、停電や中継局の被災による電話やインターネット、TVなどの情報機能の停止は、「津波」の情報さえも寸断したため、何が起きているかがわからないままに波にのまれ、命を落とされた方もいたことだろう。さらに被災地内での情報の流れも完全に遮断され、避難所にいる被災者リストも行方不明者のリストも避難施設ごとに手書きで掲示される状況であった。長い列に並ばずにガソリンが手に入るまで3週間、被災地で携帯電話が使えるまで1か月以上を要し、その間、被災地は陸の孤島状態を甘受せざるをえなかった。

また、マスコミに登場するのは平成の大合併でできた新しい市町村の中心部や市町村長が多く、全国からの支援物資やボランティアもそこに集中した。そのためマスコミに取り上げられにくかった旧市町村には公平に支援が行われなかったといわれている。

3. 復興計画への期待

応急対策が進められるなか、4月1日には菅総理が復興構想会議を立ち上げ、復興の青写真を描く方針を表明した。単なる復旧ではなく復興だという。以来、政府も県も市町村も復興計画づくりに邁進することとなった。筆者はM町の復興会議の委員を拝命し、復興計画づくりに関与することとなったが日本中の専門家が復興計画づくりに総動員されることとなった。震災から半年が経ち、国や県、市町村の策定する復興計画の概要が明らかになってきたので、復興計画の課題を探ってみることとした。

- (1) 絵画のような復興計画：策定が進む計画には「復興」という名前がついており、「復旧」以上のものにしようという意気込みはわかる。しかし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法では国庫負担は復旧に係る費用のみを対象としており、それを超える「復興」となれば費用は実施主体が持ち出すこととなる。財政規模の小さな自治体に予算規模の数倍以上もの復旧・復興費用を賄えるはずがない。さらに財源を保証すべき政府は増税反対論に会い、被災地の人命より行財政改革の方が優先なのかという、政治に対する失望感が被災地に発生しかねない状況である。これでは復興計画づくりに夢を託せるわけなどなく、復興計画図だけが「絵に描いた餅」のように額縁の中で輝くことになりかねない。
- (2) 時間的な制約：中身についても課題を抱えている。ハコモノの整備方針が先行した計画づくりのためか、被害の実態は書いてあるものの、それらの被害の原因と結果の関係性の把握が非常に乏しい。本来であれば被害の分析、原因の解明、地区特性の把握、地元の意向などを踏まえたうえで地域の立地条件を最大限に生かせる計画案が提示されるべきなのに、「時間的な制約」により高台移転や職住分離、企業型一次産業といった短絡的な復興

計画づくりが進められているように思われてならない。

- (3) ハード、ソフトの意識差：M町では計画づくりにあたって全戸アンケートを実施した。今後M町で進めるべき防災対策については「非常用飲料水、ガソリン、生活水、食料などの災害備蓄の十分な備蓄」が最も多かったものの、「正確な津波情報の把握と伝達」が2番目に多くなっており、ハード的な発想で津波を抑え込むよりも、正確な津波情報により確実に避難できるようにするようなソフト面の復興が求められていることがわかる。全ての災害を抑え込むことではなく、想定を超える災害に対しても適切に対応し、人的な被害を出さないようにすることこそが今回の災害の教訓なのではないか。ならば災害の程度に応じた多段階の対策や迅速な避難、安全の確保こそが復興計画の柱となるであろう。
- (4) 官と民の関わり：また、宮城県知事が提唱する漁業への民間活力の導入という発想にも問題がある。そもそも第1次産業は、資本主義の原理から切り離され三ちゃん農業で象徴されるような小零細農家の家族労働によって支えられてきたものだ。それを民間活力の美名のもとで資本主義化できると思っているのだろうか？それとも赤字が出たら税金で補てんすればよいと考えているのだろうか。また、復興計画には民間セクターが行うことについての言及は少ない。いくら道路を整備してもそこに建物を建て、経済活動を行うのは民間である。致命的な打撃を受けている民間セクターが安心して経済活動を行える保証がなければ雇用も税収も商業もサービス業も容易に復活することはできない。「民間は民間で勝手にどうぞ」が通用しない災害であることは誰もがわかっていることではないのか。
- (5) 広域的な視点：復興計画には広域交通の見直しなどの地域全体を見渡した視点が不可欠であり、これは一つの自治体では完結できないことは明らかはずだ。しかし、国も県も広域交通の見直しにはほとんど触れてこなかった。10月近くになってやっとJRは山元町内での鉄路の内陸への移転を決めた。また、これほどの大災害の場合、被災した自治体同士での連携など不可能である。我が国のどこかで大災害が起こったら、応援に行く自治体を近場から遠方まで複数決めておけば、今回のように救援、支援、復旧が後手後手にまわるようなことはなかったであろう。災害救援のための広域的なシステムや組織づくりを視野に入れておくべきだ。
- (6) 短い復興期間：どの計画も5～10年の事業期間を見込んでいる。確かに事業は早い方がいいのだろうが、完成年度が10年後では短すぎるのではないか。100年に一度、200年に一度の災害に対応できるまちづくりというのであれば古代ローマや中世ヨーロッパの建造物のように100年、200年かけて完成させる復興計画があってもよいだろう。さらに200年後に第1次産業は生き残っているのだろうか。衰退の一途を辿ってきた産業ならなおさら後継者対策や産業としての成長施策を含めた「復興計画」のもとで大規模な産業基盤整備を行うべきであろう。

4. 復興計画を豊かなものにするために

筆者は策定が進んでいる復興計画に反対しているのではない。復興計画に掲げられた様々な事業はすべて実現されて欲しいと願っている。復興計画に盛り込まれていない事柄を加えることで一層効果のある復興計画になると考えている。そしてこの復興計画は大津波の危険性が東日本よりも高くなったと考えられる駿河湾沿岸等の西日本方面の市町村での防災計画のモデルになるものでなければならぬ。

- (1) 津波情報網の整備：最も重視すべきことは津波情報網の整備だ。逃げ遅れた方々の中には経験的に大津波は来ないと思った人がいたという。いつの間にか津波情報が狼少年化していたことになる。地震発生直後から海上のどこでどのくらいの津波が発生し、どこに向かって移動しているかを1～2 km 間隔の網目状に配置したGPS波浪計で正確に把握し、リアルタイムに住民に伝えられていればほとんどの人は逃げられたはずだ。その情報システムは停電にも破損にも耐えられるものであって、住民も端末を身につけておく必要がある。携帯電話やラジオ、テレビ、インターネットといった情報システムを止めないことが一番の危機管理なのだ。
- (2) 備蓄、輸送、支援の広域ネットワーク：国家レベルの備蓄と輸送体制の確保が急務である。大震災による交通遮断に対して早急に幹線交通網を確保し、全国に分散的に備蓄しておいた生活物資を即座に輸送し、物心両面での支援ができる広域的な多重ネットワークを作っておく必要がある。例えば、静岡県A市が被害を受けた時には岡山のB市と栃木のC市と岩手のD市が支援するというような仕組みをつくっておくことだ。一たび地震が発生したら救援先を割り当てているような余裕はどこにもない。
- (3) 広域交通網の見直し：広域交通網の見直しも必要である。太平洋岸の立地条件を最大限に生かす交通網として常磐線、仙石線、気仙沼線、三陸鉄道線を繋ぐ常磐三陸本線を整備するのはどうか。国道等の沿岸の交通網をかさ上げし、堤防を兼ねさせてもいいだろう。観光資源や農業・水産業の基地を結び、今後、増えると考えられる人的・物的交流需要に応える交通網の整備がこれからの東北には必要である。
- (4) 大規模避難施設：避難防災計画を立案する必要がある。安易な高台移転や集団移転はコミュニティを破壊するばかりか産業を衰退させかねない。むしろ、短時間で避難できる仕組みをもった町として現在地を再生する方が地域の再生としては望ましいのではないか。例えば地区内に標高10m、広さ数千㎡の避難広場をつくり、信号を通らずに逃げて来られるようにすれば、高齢者や子供を乗せた数百台の車を迅速に収容できる。そこに建設する5階建て以上の防災備蓄ビルに逃げ込めば、徒歩による避難者を含めて1住区・数千人程度の避難者を収容できるはずだ。
- (5) 津波の記憶：今後の津波の記憶を後世に残さなければならない。言葉だけでなく映像や破壊された建築物の保存や浸水域の明示など、100年後、200年後にも津波の怖さが伝わるような方法を検討する必要がある。それは波の大きさやスピード、破壊力を感じられるような、想像力に訴えられる方法でなければならない。被災地を巡った際に、津波の遡上高のすぐ上に多くのお社やお堂が残っていた。津波を避けてつくられたように思えてならなかった。
- (6) 支援者への感謝と慰労：支援する側へのサポートを考えておきたい。たとえ避難生活に疲弊した状態であっても東北地方に来られた自衛隊、警察、行政職員はもとよりボランティアや海外からの支援者に対して感謝、慰労の気持ちを伝え、彼らの心身をサポートできるような準備をしておきたいものである。

5. 後世へ残せるまちづくり

東日本大震災は未曾有の災害であったが1000年単位で見れば時々起る災害の一つに過ぎない。多岐にわたる復興事業を遂行し、後世に残る素晴らしい復興を遂げるとともに、次の災害

もその次の災害も最小の被害で乗り切るようなまちづくりを願ってやまない。

建物の構造強度についての思い

桂 重 樹 (生活環境学科教授)

1. 地震のとき

地震が発生した時、仙台にはいなかった。従って震度6強の揺れは体験出来なかった。たまたま私用で横浜元町にいたが、そこでの揺れは震度5強。宮城県沖地震をその当時としては最大の980ガルの震度を記録した、東北大学工学部の9階建ての建物の9階で経験している身としては、それほど大きな揺れとは感じなかった。しかし、持続時間が長い、一瞬収まったかと思えばさらに揺れて、という印象であった。とっさに目の前にあった二階建ての軽量鉄骨造らしき建物をみたら数センチの振幅で揺れているのが確認でき、もう少して隣の建物にぶつかる勢いであった。

揺れが収まってから、石川町まで歩いて電車に乗ろうとしたり、地下鉄の駅に行ってみたり、と言った行動をとってしまった。あとから聞いた話であるが、揺れ始めた途端に携帯電話を手に、手当たり次第にホテルに電話をして予約を入れていたという人がいたらしいが、まず宿泊先を確保すべきであった。当面、交通機関が回復しそうにないということを悟ったので、その後は横浜駅まで歩いて、レンタカーを借りようとしたが、被災地に向かう人には貸せない、と断られ、行く宛もなく横浜駅前のシェラトンホテルのロビーに入った。そこはすでに大勢の人が避難しており、座る場所もないほど。しかも、次から次へと人が入ってくる。ホテル側は宴会場のロビーまで開放し、水、タオルなどをサービスしてくれた。たまたま陣取った場所にコンセントがあり、館内は無線LAN完備、そして、数カ月前に手に入れたMacBookAirを背負っていたのでネットに接続して地震の被害状況、交通網がどうなっているのか、という状況は把握できた。絨毯の上でまんじりともせずまどろみながら、何とかして仙台に帰る方法を思案した。

幸いにも、いところが品川に住んでいて、あまり車を使わない生活をしている。前日、携帯に何度か電話が入っていたようだがなかなか繋がらなかったが、12日の朝になったら繋がった。車を貸してくれるよう頼んで、動き始めた京浜急行で品川まで向かい、品川からは徒歩で彼のマンションに行った。テレビでは仙台の惨状を伝えている。あたかも仙台全域が津波の被害にあったような報道だったが冷静に見ると海岸地帯だけであることがわかったが、広い範囲にわたってかなりの被害が出ている事がわかった。簡単な朝食を頂いて、午前10時に品川を出発した。

都内も大渋滞、途中で水を購入し、ひたすら国道4号線を北上した。食料も買えばよかったと後で後悔したが、そのときはただ早く帰ることしか頭になかった。午後二時頃、埼玉県に入った所で食事と給油をすませ、幾度と無く渋滞にまきこまれ、土砂崩れなどにより迂回を強いられた。途中、福島県には行ってから各所でブロック塀や古い家屋が倒壊しているのが目につけてきたが、外観からは大きな被害を受けている建物はそれほど多くないといった印象を受けた。

午前一時半すぎにようやく仙台市内にはいり、信号が付いている青葉通りを通過した。しかし、土橋通を過ぎたあたりからはまっくらになっていた。やっとの思いで自宅についたのが午前二時。当たり前だが、電気はつかず、家具が散乱している中を携帯の明かりを頼りに何とか中に入った。二匹の愛犬が尻尾を振って飛び出してきた。

配水所のすぐ下に位置する我が家は、さいわいにも水は出た。トイレは使えるのだが、皮肉にも自動洗浄式のトイレであったために、停電時の手動での操作方法を把握していなかった。電気を通じるまで、臭気に耐えながら使用したが、のちに落ちていて説明書を開いたら、停電時の流し方が解説されていた。13日の朝、東北電力が近くの電柱を修理していたので夜には電気が復旧するだろうという期待をいだいて、自転車で街中の様子を見に行った。この時とばかりに残っている食材を簡単に調理して高値で売ろうとしている居酒屋もあれば無償で振舞っているところもあった。日が暮れ始め、寒くなってきた夕刻、六時少し前に電気がついた。この時は電気のありがたみを実感。オール電化、水もでているので、通常の生活に戻ることがこの時点でできた。ただし、テレビが壊れてしまって情報はラジオからのみ、またNTTのBフレッツもこの時点で接続できたが、翌日から16日まで不通になってしまった。翌日以降、自転車で街中の様子を観察しながら、並ばずに売られている食料をみつけたら調達する、それ以外は備蓄してあるもので食いつなぐという生活をしばらく送った。

研究室は足の踏み場もないほど、本などが散乱し愛用の27インチのiMacは転落し、その上に本が落ちたらしく、ガラスが割れていた。しかし電源を入れると画面が点灯!! そのまま使用することができた。その後、Appleが震災により壊れた機器の無償修理を行うことを発表したのので、すかさず申し込みをした。二週間で20万円ほどの修理が行われ無事戻ってきたときにはMacにしておいてよかったと、とつくづく思ったのは言うまでもない。

2. 自宅の被害

3年前の2008年、宮城県沖地震の後に建てた部分を含めて最も古い部分で築43年になっていた自宅を思い切って建てなおした。自宅部分をダウンサイジングして共同住宅併用の住宅を軽量鉄骨で建築した。地盤は大崎八幡宮の西側傾斜地を大正時代末期に埋め立てたところで、大型車が通過すると簡単に揺れる場所である。この地に建てるにあたって、200×100mmのコンクリート製既製杭を54本、約5.4m下の支持層まで打ち込んだ。そして建物は軽量鉄骨、ブレースの破断強度は約2600ガル。宮城県沖地震の時に経験した重力加速度の約2.5倍。こんな揺れが起きたら、世の中の建物、施設全てが破壊されているだろうから、地震保険などはない、しかし火災にだけは抵抗出来ないだろう、ということで火災保険は入ったが、地震保険には加入しなかった。

今回の地震で基礎を含めて大きな被害はなかったが、柱が傾いた状態になっている。目につく所では傾きは1/800。この値は危険度の判定に用いられる1/200や1/300と比較すると小さいので許容範囲ということになる。それ以外では下地の石膏ボードの継ぎ目ですれが生じたために、その上に貼りつけてあった壁紙がその線上で破けてしまった所が多数ある。また玄関前のたたきがわずかに沈下して建物との間に隙間ができたが、これはモルタル2kgほどで補修できる程度であった。この程度の被害で一部損壊の認定を受けたが、固定資産税は減免にならない。家財の多くは散乱し、その中でもっとも大きな被害は42インチの液晶テレビ。落下後、電源は入ったが、液晶が壊れていて一瞬点灯後全く何も映らなくなってしまった。その他、食

器戸棚の扉が開いて食器が多数散乱して割れてしまった。地震の時には扉が開かないような構造になっているはずの扉であったが、今回の揺れはあまりにも強すぎたのだろう。同じ構造の扉で中に書類等軽いものが入っていた方は扉がしっかりとロックされて、内部のものが散乱することはなかった。これ以外では、電子レンジ、プリンター、モデムなどが落下したがいずれも壊れずに済んだのは不幸中の幸いだろう。地震保険に入っていれば、と思ったが、築3年しか経過していなかったので、家財の損害も含めて雑損控除を受けることができ、所得税が還付されることになった。

3. 街中の建物被害と構造強度

わが国の構造物は一部を除いて、建築基準法に従って建設される。建築基準法の趣旨は建物の自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動および衝撃から人命を守ることにある。人命を守ることが第一であって巨大な外力に対しては建物が損傷することは想定に入れている。これまでに、宮城県沖地震で建物が大きく損傷して建築基準法が大幅に見直され、阪神大震災での高速道路の倒壊事故を教訓に高架や橋梁の橋脚の補強工事が行われてきた。このおかげで、今回の地震で、宮城県沖地震以降に建てられた建物で人命を損傷するような大きな被害を受けた建物は筆者の知る限りにおいてはなかった。もちろん、地震により修復不能な損害を受け、取り壊されたり使用不能になった建物はあるが、少なくとも地震時に内部にいた人命を守ったという点においては、建築物はその役目を十分果たしたことになる。

しかし、残念ながら津波に対しての強度は全く考慮されていなかったために、女川では鉄筋コンクリート造の建物が津波で基礎ごと流されてしまうといった被害が発生した。2005年になって内閣府が津波避難ビルなどに関わるガイドラインを制定し津波荷重を想定した建物の設計指針を示した。しかし、このような建築物が広く普及するには相当な時間がかかるものと考えられる。

今回の地震や津波のような荷重を受けても壊れない構造物を建設することは技術的には可能である。しかし、そのためには莫大な費用と資材が必要となる。また、仮に資材と費用を投じて頑丈な建物を作ったとしてもその寿命が尽きるまでの間に地震や津波に襲われるとは限らない。そうなるとその廃棄も含めて考えるとかなり地球環境に負担をかけることになる。

現在、免震構造がビル約2600棟、戸建住宅3800棟と普及している。今回の地震でも免震装置にある程度の被害は出たものの、内部の家具、什器も含めて建物にも全く被害が生じなかった所が数多くある。一般の戸建て住宅用の免震装置も開発され実用化されつつある。しかし、問題はコスト。住宅購入という数千万円にもなる大きな買い物をするときに、免震装置のために2割も価格が上昇すると言ったら多くの人は二の足を踏んでしまう。

このように、地震時に建物が壊れない、揺れないといった安全性、安心感を得るためにはそれ相応のコストが掛かるということである。建物を建てる時には建築基準法を遵守しながら、できるだけ安全性の高い建物を許される範囲のコストで設計し建設するのである。今回の震災を受けて、今後も同様の強さの地震が来るかも知れない、ある程度の津波に耐えられる建物を造らなければならない、ということで今まで以上に強度を高めた建物が建設されることが予想される。個人で建てる場合には自分の懐と相談してどの程度安全性確保のために費用を投じるかを決めればいいが、税金で建てられる役所などの公共施設の場合、建設費を負担するのは国民である。安全性を得るためにはある程度の費用が必要だ、という合意は得られるだろうが、

問題は具体的にどの程度までの安全性を確保すべきか、ということに対して今後社会的コンセンサスを得ていく必要がある。

安全はタダではない。そうかと言って経済性を無視して設計したり大量に資材を使う訳にはいかない。これからは今までとは違った判断が求められることになるだろう。

多くの建物が破壊されている。骨組みだけ残っているものも水で流されてしまった建物に関しては何も言えないが、建物は地震で多少の被害は受けただろうが新しい基準に従って立てられた建物は大方形は保っているが、津波の影響を受けた建物はひとつたりもない。

建築基準法では水圧はせいぜい地盤の下の基礎の作用するもの程度しか考慮していない。建築物の設計において津波は想定している荷重として入っていない。

津波で建物が流されてしまったことは無念だが、津波まで想定して建物の設計はできない。建物の強度はどこまで高めるか。

免震構造。丈夫な建物は作れるがコストを誰が負担するか。確率論による予測の限界。

管理栄養士の立場からみた東日本大震災における支援体制 及び現状について

片 倉 成 子（健康栄養学科講師）

1. はじめに

今般の東日本大震災に対して、宮城県では、県健康推進課、各保健所が実施主体となり、被災市町村における栄養支援活動案を示した（平成23年3月30日）。その目的は、被災地域におけるライフラインの遮断や支援物質の流通遅滞や偏りなどにより引き起こされる避難所における食事の提供状況などの課題を把握し、課題に応じた栄養改善活動を行い、基本的な食事の提供体制を整備することである。また、避難所において個別の栄養サポートを進めることにより、長期化する避難所生活での食事の改善に資することにより、被災者の健康の確保を図ることである。なお、その際津波等で被害の大きい地域を管轄する塩釜、石巻、気仙沼保健所を重点保健所とした。

県健康推進課は、①活動体制整備②マニュアル等整備③県災害対策本部との調整④各保健所間の調整⑤人材の派遣⑥県内活動状況の集約⑦食材調達の調整⑧宮城県栄養士会との調整等の役割を担い、重点保健所は、①チームの総括②管内市町村（避難所）の情報把握③各市町村災害対策関係課・栄養士との調整④応援保健所との調整⑤管内活動状況の集約⑥栄養士会派遣者との調整等の役割、それ以外の応援保健所は①重点活動保健所の後方支援②重点活動保健所への人材派遣③公用車等の提供④活動必要物資などの提供を行うこととなった。

2. 栄養士会・栄養士の活動

日本栄養士会・宮城県栄養士会は、人材を派遣し、市町と連携した活動を行うとともに、県と連携して各避難所で活動することとなった。さらに、他県から保健活動チームとして派遣さ

れる管理栄養士との活動の調整も図る役割を担うこととなった。以下、栄養士会の活動を検証するとともに、筆者がその一員として避難所で行った活動の一端を紹介する。

1) 栄養士会の活動について

平成23年4月22日現在の累計で、支援管理栄養士等の登録者数は629名である。派遣先、支援内容、支援期間、派遣人数を表1に示す。

表1 栄養士会の活動状況（平成23年4月22日現在）

	派遣先	支援内容	支援期間	派遣人数
日本栄養士会	気仙沼市	在宅療養・避難所支援・施設支援	3月26日～	42名（実数）
	石巻市	在宅療養	4月12日～	8名（実数）
		福祉避難所での調理	4月21日～5月10日	6名（実数）
岩手県栄養士会	大船渡市等	栄養支援活動	4月～5月中旬	29名（延数）
宮城県栄養士会	石巻市	栄養支援活動	4月11日～4月15日	37名（延数）
	山元町	栄養支援活動	4月5日～7日・15日	10名（実数）
福島県栄養士会	福島県内	避難所活動	4月～5月中旬	90名（延数）

2) 石巻市渡波地区の現状

筆者は宮城県栄養士会からの依頼で、5月2日に石巻市渡波地区3か所で栄養アセスメントを行った。

最初に訪れたのは、渡波小学校の避難所である。体育館には200名の人が避難しているとのことであったが、自宅の片付けや仕事のため日中避難所に残っていたのは40名程度であった。物資担当者（地域の主婦、ボランティア）に、食事内容を確認したところ、1日分として、おにぎり1個、菓子パン1個、弁当1箱とのことであり、「成長期にある中学生や高校生には量的に少なく可哀そうだ」とのことであった。この地域は地盤沈下のため、1日2回満潮の度に浸水するとのことであった。体育館までの途中に、子どもたちの下足置き場があり、そこに置かれた2脚の長テーブルの上で、汁物を作るとのことであり、衛生管理が心配な状況であった。体育館では、じっとうつむいている高齢者が多く、心のケアの重要性を感じた。看護師が3名常駐しており、「気ままではできないが、物資、救急薬剤などの準備はされており、現在はきちんと医療機関にもつながって、継続的に治療が必要なケースはつながっている」とのことであった。

2か所目は、渡波公民館2階の避難所で、40名程度の人が避難しているとのことであった。公民館長の話では、炊き出しがあり、夜は弁当が配付されるので、食事については恵まれているとのことであった。その避難所で出会った若い母親から「オムツが足りず困っている」との訴えがあったので、手配を依頼した。

3か所目は渡波JA店であり、1階が食事場所と物資置き場になっていた。担当者の話では、「牛乳も1日1回は自衛隊から届けられているし、私たちが汁物は毎日作っている」とのこと、物資は十分届いていた。3日後には、この避難所は閉じるとのことであった。2階が避難所になっており、20名程度が避難しているとのことであったが、訪れた日は近くで炊き出しがあり、皆そちらに向かったとのことであった。

炊き出しも外で作っているの、風が強い石巻地区では、瓦礫が散乱している道路からの砂埃がひどく、食事をする場所としては衛生上問題が多いと感じた。中が広く、随時入ることが

できるテントを利用できるというのではないかと感じた。

なお、石巻市避難所に関する調査結果によると、25%の避難所で1日当たりの食事回数が2回以下であり、たんぱく源、野菜、牛乳・乳製品の全てが不足していた避難所は全体の半数以上に上ったという。今回初めて稼働した全国自治体特に阪神・淡路大震災や能登半島地震などを経験していた派遣管理栄養士が避難所の食事の手配などに力を発揮し、栄養・食生活支援の重要性が理解されるようになった。これにより、朝と昼は支援物資等で回し、夜は仕出し弁当という形ができ、4月下旬、2回目の栄養調査結果では、たんぱく源、野菜、牛乳・乳製品の全てが不足していた避難所の割合が減少し大きく改善していた。

3) 登米市における現状

平成23年6月23日現在、避難所は11か所あり、600名近くが避難所生活をしている。

そのため、中央避難所1か所に、看護師1名、栄養士2名を配置するとともに、調理補助員21名を緊急雇用して全ての避難所に配置して対応していた。従来は、各支所の栄養士が自分の避難所の担当として、衛生管理、献立内容、栄養状況等を把握し対応していたが、住民健診、母子健診と保健事業がスタートし、1名の栄養士が関わるのが不可能となり、本庁の栄養士2名と保健所の栄養士の支援を得て、避難所、仮設住宅の状況把握のため、巡回指導をしている。

筆者は管理栄養士として、そして登米市民の一人として、できることはないか担当者に問い合わせたところ、手薄な避難所でのミニ健康学習会の開催を提案された。7月11日に登米市公民館避難所を訪問して、昼食後にミニ健康学習会を開催した。当日避難所では12名が昼食中であった。12時30分から10分程度栄養の大切さについて指導媒体を用いて話をしたが、参加者の関心は薄かった。続いて、手ぬぐい体操を行った。「毎日体育館で生活していると、体の節々が痛くなり、筋力も弱まりますので、是非この体操を覚えてください」と呼びかけると、参加者は音楽に合わせて体を動かし、笑顔が見え始め、場が和らいでくのが感じられた。最後にアンケート調査を実施した。その結果を表2に示す。

表2 アンケート調査結果

設 問	回 答
1. 毎日の食事はおいしく食べられますか？	はい12名：いいえ0名
2. あなたは現在、歯について心配なことはありますか？	はい2名：いいえ10名
3. あなたは現在、体で痛いところがありますか？	はい6名：いいえ6名 (はい→背中3名、腰1名、肩2名)
4. あなたは現在、何か薬を飲んでいますか？	はい7名：いいえ5名 (はい→コレステロール、血圧、めまい薬等)

なお、アンケート回答者は、男性3名、女性9名であり、年代構成は、50代2名、60代3名、70代6名、80代1名であった。学集会終了後に、参加者にそのときの気持ちを「にこにこマーク」で押しってもらいと、「楽しかった」7名、「普通」4名、「悲しい」1名であった。

筆者は当初再度訪問を計画していたが、避難所で数ヶ月も暮らしている人々にとって栄養は重要なこととは言え、必要なことには優先順位があることを実感し、仮設住宅での生活が落ち着いた段階で、健康学習会を実施することとした。一日も早く普通の生活に戻れるように国も、

県も、各自治体も動いてほしいと切望している。

3. 最後に

大半の方々が仮設住宅に、生活の基盤を移された現在、どのような視点や対策が必要かを考えるに、食は健康な生活を営む上で基本をなす部分であり重要なことであるが、車や自転車を流された方が多く、食の基本となる食材購入が非常に困難な状況であることを認識すべきである。その様な状況が長引くと、高齢者は特に引きこもりがちになり、様々な体の不調を訴えるようになってくる。重要なことは、仮設住宅の集会所をフルに活用し、ボランティアや専門職にある人がクッキング教室を開催して会食会を行うこと、軽運動・レクリエーションなどに関して特技を持つ人が頻繁に集会所に出向き、高齢者の自立支援、安否確認を含め進めていくことが必要ではないかと考える。短期的、中長期的ビジョンをもって、一日も早く安心・安全な生活基盤の復興を支援していくことが重要である。今後も微力ながら継続して支援活動を行いたいと思っている。

災害時の栄養士業務について

山本 玲子 (健康栄養学科教授)

高橋 睦子 (大学院健康栄養科学専攻2年)

はじめに

高橋は、平成20年岩手・宮城内陸地震で栗原市栗駒、花山地区、今回の平成23年東日本大震災では地区住民と南三陸町の被災者のための避難所で支援業務に従事した。共に食中毒などの二次災害を出すことなく避難所を閉鎖できた。多くの仲間感謝しつつ、この経験を基に、行政栄養士の視点から災害時の栄養士業務のあり方と今後について考えてみたい。

【栗原市における東日本大震災への対応】

平成23年3月11日午後2時46分：宮城県栗原市で震度7の地震発生。朝から冬のような寒い日であった。国内最大級の震度を観測した。市内の多くの栄養士・保健師が栗原市健康21プラン作成会議に出席していた。会場となった2階の会議室は大きく横揺れし、まるで船に乗っているような、これまで経験したことがない長時間の激しい揺れだった。立って歩くことも出来ず這うようにして会議室に戻った。直ちに各自支所に戻り、上司の命令のもと業務にあたるようにと、会議が中断された。停電し信号機も点かず街中から明かりが消え、うす暗い中、車で40分位を要してようやく支所に到着。支所内は停電し電話も不通だった。途中携帯で支所に連絡を入れるも繋がらず。庁舎内は自家発電による電気復旧。業務はどうなっていくのか等の不安で一杯だった。現地対策本部開設：職員による公共施設被害状況調査終了。栗原市へ報告（1本の電話回線がどうにかつながっていた）。地元民避難所一準備から開設へ：栄養士であるという前に栗原市の職員である。支所職員は少ない。出来る事から始める¹⁾。被災状況の把握と要援護者の確認作業。活動消防団員や区長、民生委員、住民から支所へ口頭で次々

と住民の避難などの情報が寄せられる。本沢、草木沢、中村、自然の家の4か所に避難所を設置。電気、ガス、水道のライフラインがストップ。いたるところで断水し、給水箇所2か所設置。消防団員が2名給水箇所に張り付く。避難所対応。避難所夜間対応。夜は保健師・栄養士が1名ずつ分かれ、さらに事務方の2名配置、合計3名体制で二手に分かれ、避難所の夜間対応として泊りの業務の命令を受けた。一晚パイプ椅子にて過ごし、避難者の安全確保を行った。高齢者のトイレ介助や次々に避難してくる方の被害情報収集、名簿作成、必要物品等調達の業務にあたる。近くの商店から食材や調味料を購入し、地区役員は電気の止まった冷蔵庫から食材や畑で収穫した野菜を持ち寄り、夕食の手筈を整える。地域の主婦による炊き出し対応。献立は栄養士と地区役員が相談し、材料を見て決定。

二日目(3月12日)以降:要援護者を含む高齢者等の安否確認作業。避難者の健康チェック、必要な品や購入準備。物品配達。3月13日午前11時、近くの高齢者福祉施設が断水、停電等で施設利用できないため石楠花センター避難所に入所。避難所として昼食から食事提供が始まった。栄養士による避難所の献立作成が始まった。震災に伴う各種問い合わせ対応。被災者、一人、二人暮らし老人処遇検討。安否確認作業。様々な対応に迫られる。3月14日通常業務と被災支援業務を並行しての激務が始まる。避難所の必要物品調査。3月17日20時1か所の避難所閉鎖。3月18日全地区通電。12時をもって残り3か所の避難所閉鎖。この間は食生活改善推進員が運動サポーターとして運動の時間を自主的に設定するなど地区別の活動が行われた。食事提供はボランティアにて対応するも栄養士は衛生管理を担当した。3月19日(土)乳幼児訪問。子供用ミルク、おむつの配布と健康状態の把握、乳児用ミルクの消毒方法、また個々の健康状態に合わせた高齢者の食事相談²⁾、濁り水の消毒について等。家庭訪問による生活困窮者の食事相談等。

南三陸町避難者の受入れ:3月20日(日)私用のため休暇を申出。個人携帯に入電。南三陸町からの受入れのための準備が必要となる。食事提供のための体制作り。協力団体の選定。団体長への協力打診。調理員の雇用のための履歴書等の事務処理。細菌検査連絡。避難所調理施設の調理器具や施設確認作業。3月23日食事提供支援団体代表者との打ち合わせ実施。4団体に協力依頼するも、ガソリン確保できず1団体から辞退される。同時に平成20年岩手・宮城内陸地震の支援員の任期が23年3月末で終了するとの連絡が入り、引き継ぎ申出がある。また、20年地震の被災者から南三陸町を支援したいと申し出が寄せられ支援内容の調整を行う。調理のための水の確保について調整。検便検査実施。服装統一。衛生管理。作業日誌記録、検食保存の仕方説明。調理方法、計量方法の統一。配膳、下膳方法の確認。調理室清掃の方法。ゴミ処理方法の統一。3月24日調理室シンク水漏れ修繕発注。作業完了。3月25日受け入れのための作業。カーテン発注。毛布、布団搬入。3月26日食事場所について協議。施設整備に係る確認作業。4月3日～南三陸町からの受け入れ開始^{3) 4)}。77世帯193名を初回として随時受け入れ。4月7日深夜の地震。震度6強。職員全員集合。4月12日保健所巡回指導。調理員との調整会議。協力団体長の参加あり。4月14日弁当作りについて相談。5月8日～10日体調不良者へおかゆの提供。5月17日体調不良者あり1日で回復するも要注意。5月24日調理室排水が詰まる。修理依頼。5月26日ゴミ袋を大から小に変更。気温上昇があるのでその都度廃棄する。5月29日地区栄養士会のミニ健康教育がスタート。運動サポーターによる運動支援もスタートした。6月2日冷凍庫の寄贈を受ける。検査食を1ヶ所に集合させた。統一献立は4地区で実施している。調理形態がまちまちなので統一できない避難所

もある。7月13日 花山地区（1ヶ所）避難所閉鎖。仮設住宅入居。9月13日 市内全域の避難所閉鎖まで一日最大時92世帯242名を受け入れ。

【二つの震災からの考察～地域住民に対する栄養士の役割】

平常時の防災教育の重要性：備蓄食品の確保や炊き出し訓練、衛生管理、健康管理の知識の普及を目的とした健康教育、健康相談を対象として長年実施してきた。この事が、住民との信頼関係、自助・共助という観点から地域コミュニティを活用した自主運営体制が東日本大震災では活かされた。連携：医師をはじめ保健師、看護師、理学療法士、栄養士、在宅栄養士、歯科衛生士など、また、自衛隊、栗原栄養士会等関係機関の方々の連携が必要。

災害時、県内栄養士の連携と役割：下記の4区分に大別し、業務にあたった。

●支所栄養士の担当：避難所の衛生管理及び栄養管理、栄養アセスメント、栄養相談等各種相談業務。何よりも地域の状況を知っている強みがある。食材の管理。食事提供時の配慮。食事記録の管理。●県栄養士の担当⁵⁾：避難所の食生活相談。栄養アセスメント、栄養相談。●栗原栄養士会や宮城県栄養士設置市町村連絡協議会や県栄養士会の担当：訪問栄養相談。一次スクリーニングされた方への訪問栄養相談。●栗原市栄養士：被災者の栄養・食事に関する全般、栄養士の配置調整や献立作成。発注及び物品管理調整。配送者等との連絡調整。自衛隊等との各種団体との調整。

支所栄養士の役割：避難所縮小や閉鎖後は上記業務すべてが支所栄養士が担当し、継続した訪問指導や食事管理業務につながる。避難所生活、仮設住宅入居後において実施が望まれる被災者への支援内容は1)健康相談・健康教育の実施：くつろぎや安心できる場の提供と共に、自立した在宅生活の継続及び心身の健康維持を図り、地域の中で生きる支えとなるように支援する。実際、平成20年7月～平成22年3月まで132回参加延べ人数2298人・食育通信を発行し、被災者の仮設住宅等入居後も簡単レシピの紹介と食情報の提供。毎戸配布することで、安否確認にもつながった。2)健康管理ファイルの活用、健康相談票、健康チェック票、食生活アドバイスシートの活用（食事の工夫、訪問相談³⁾）。

まとめ：経験が役に立つこと 1)記録が大切。時間の経過と共に記憶が薄れていくので、その都度記録をする。平成20年岩手・宮城内陸地震から2年間、被災者が仮設住宅を退去するまで、また普通の生活に戻るまでの変化を見てきたことから、3・11東日本大震災では遠回りせずに問題解決出来る事が多かった。2)指示命令系統・情報の一本化は重要である。多くのスタッフ間で情報を共有し、役割分担できる。3)支援先では相手の求めに応じた支援を提供する。自己完結型支援。起こった事案にその都度対応する。できる事をする。4)公平を期する⁶⁾ 共通献立の作成と共通の食事提供) 5)被災者への栄養・食生活支援マニュアルを作成してあったので、目的・栄養管理・衛生管理・食提供時間・記録用紙等（献立表）・指導媒体・手洗いや食中毒予防等の掲示物はスピーディに掲示できた。6)食生活改善員など地域の多様な人材が運動や調理などの場面で大きな役割を大いに果たした。7)避難所で生活できる気力・体力の見極めが大事。保健師・ケアマネージャーとの連携・調整が日ごろから出来るようになっておくこと。生活上の問題が地震をきっかけとして噴出して来る事もある。経験が役に立たないこと 1)災害は一つとして同じ条件がない、前の経験は必ずしも役には立たない。2)季節や人口規模、課題は刻々と変わるためニーズ⁷⁾を把握し、社会資源等を選択し、

多様な支援をすることから始まる。被災者の声に耳を傾け、課題を整理し、幅広い健康問題に柔軟に対応する必要がある。今回は平成18年3月に発行した災害時における市町村栄養士活動マニュアル⁸⁾に目を通していたので慌てることは少なかった。災害時はそれらに目を通す時間はない。事前の学習が必要である。

参考文献

- 1 ティナ・シーリグ「20歳のときに知っておきたかったこと スタンフォード大学集中講義」、発行所 株式会社阪急コミュニケーションズ
- 2 宮城県栗原市市民生活部健康推進課：栗原市食育推進計画～くりはらの「食」で元気をつくろう!!～、平成21年1月
- 3 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室：東北地方太平洋沖地震に伴う災害発生により避難所等で生活する者への栄養・食生活の支援について、平成23年3月22日
- 4 厚生労働省健康局総務課地域保健室：「被災地での健康を守るために」の周知について、平成23年3月15日
- 5 日本栄養士会：東日本大震災への対応その1 栄養日本 vol.54 (7)、p4～13、2011
- 6 監修久志本 成樹：「石巻赤十字病院、気仙沼市立病院、東北大学病院が救った命 東日本大震災医師たちの軌跡の744時間」 発行所 株式会社アスペクト
- 7 宮城県保健福祉部長：第4回避難所食事状況・栄養関連ニーズの調査結果、平成23年9月1日
- 8 宮城県栄養士設置市町村連絡協議会：災害時における市町村栄養士活動マニュアル、平成18年3月

